

「元徴用工の韓国大法院判決に対する弁護士有志声明」

説明資料

資料 1	韓国大法院判決仮訳（2018 年 10 月 30 日）	1 頁
資料 2	「日韓両国の日韓請求権協定解釈の変遷」 （弁護士山本晴太・2014 年）	5 1 頁
資料 3	資料編	7 3 頁
	①サンフランシスコ講和条約（抜粋）	
	②日韓請求権協定	
	③財産措置法	
	④日中共同声明	
	⑤日本政府の見解（国会答弁）	
	⑥日本政府の見解（訴訟での主張）	
	⑦日本政府の見解（外務省調査月報 1994 年度No. 1）	
	⑧韓国政府の公式見解（2005 年 8 月 26 日）	
	⑨韓日財産及び請求権協定要綱 8 項目	
	⑩西松最高裁判決（2007 年 4 月 27 日抜粋）	
	⑪韓国憲法裁判所決定（2011 年 8 月 30 日）	
	⑫韓国大法院判決（2012 年 5 月 24 日抜粋）	
	⑬日弁連と大韓弁協の共同宣言（2010 年 12 月 11 日）	
	⑭戦後補償のための日韓共同資料室（日弁連）	
	⑮山本晴太弁護士の「法律事務所の資料棚 アーカイブ」	
資料 4	国務調査室報道資料・仮訳（和訳）	8 5 頁
資料 5	国務室調査報道資料・ハングル	8 9 頁

2018. 10. 30 新日鉄住金事件大法院判決（仮訳）

翻訳者 張界満 市場淳子 山本晴太

大 法 院

判 決

事 件 2013 タ 61381 損害賠償（キ）
原告、被上告人 亡訴外人の訴訟受継人原告 1.外 5 名
原告 2 外 2 名
訴訟代理人法務法人 ヘマル
担当弁護士 チ・キリョン 外 1 名
被告、上告人 新日鉄住金株式会社
訴訟代理人弁護士 チュ・ハンイル 外 2 名
差戻し判決 大法院 2012. 5. 24. 宣告 2009 タ 68620 判決
原審判決 ソウル高等法院 2013. 7. 10. 宣告 2012 ナ 44947 判決
判決宣告 2018. 10. 30.

主 文

上告を全て棄却する。

上告費用は被告が負担する。

理 由

上告理由（上告理由書の提出期間が過ぎた後に提出された上告理由補充書等の書面における記載は上告理由を補充する範囲内で）を判断する。

1. 基本的事実関係

差戻し前後の各原審判決及び差戻し判決の理由と差戻し前後の原審が適法に採択した各証拠によれば次のような事実が認められる。

ア. 日本の韓半島侵奪と強制動員など

日本は 1910.8.22.韓日合併条約以後、朝鮮総督府を通じて韓半島を支配した。

日本は 1931 年満州事変、1937 年日中戦争を起こすことで徐々に戦時体制に入っていくようになり、1941 年には太平洋戦争まで起こした。日本は戦争を経験しながら軍需物資生産のための労働力が不足すると、これを解決するために 1938.4.1. 「国家総動員法」を制定・公布し、1942 年「朝鮮人内地移入斡旋要綱」を制定・実施して韓半島各地域で官斡旋を通じて人力を募集し、1944 年 10 月頃からは「国民徴用令」によって一般韓国人に対する徴用を実施した。太平洋戦争は 1945.8.6.日本の広島に原子爆弾が投下された後、同月 15 日、日本国王が、アメリカをはじめ連合国に無条件降参を宣言することで終わった。

イ. 亡訴外人と原告 2、原告 3、原告 4（以下「原告ら」という）の動員と強制労働被害及び帰国経緯

(1) 原告らは 1923 年から 1929 年の間に、韓半島で生まれ、平壤、保寧、群山などで居住した者らであり、日本製鉄株式会社（以下「旧日本製鉄」という）は 1934 年 1 月頃に設立され、日本の釜石、八幡、大阪などで製鉄所を運営した会社である。

(2) 1941. 4. 26.基幹軍需事業体にあたる旧日本製鉄をはじめとする日本の鉄鋼生産者らを総括指導する日本政府直属機構である鉄鋼統制会が設立された。鉄鋼統制会は韓半島で労務者を積極拡充することにして、日本政府と協力し

て労務者を動員し、旧日本製鉄は社長が鉄鋼統制会の会長を歴任するなど鉄鋼統制会で主導的な役割をした。

(3) 旧日本製鉄は1943年頃、平壤で大阪製鉄所の工員募集広告を出したが、その広告には大阪製鉄所で2年間訓練を受ければ、技術を習得することができ、訓練終了後、韓半島の製鉄所で技術者として就職することができると記載されていた。亡訴外人、原告2は、1943年9月頃、上記広告をみて、技術を習得して我が国で就職することができるという点にひかれて応募した後、旧日本製鉄の募集担当者と面接をして合格し、上記担当者の引率の下、旧日本製鉄の大阪製鉄所に行き、訓練工として労役に従事した。

亡訴外人、原告2は、大阪製鉄所で1日8時間の3交代制で働き、ひと月に1、2回程度外出を許可され、ひと月に2、3円程度の小遣いだけ支給されただけで、旧日本製鉄は賃金全額を支給すれば浪費する恐れがあるという理由をあげ、亡訴外人、原告2の同意を得ないまま、彼ら名義の口座に賃金の大部分を一方的に入金し、その貯金通帳と印鑑を寄宿舎の舎監に保管させた。亡訴外人、原告2は火炉に石炭を入れて碎いて混ぜたり、鉄パイプの中に入れて石炭の残物をとり除くなど火傷の危険があり、技術習得とは何ら関係がない非常に辛い労役に従事したが、提供される食事の量は非常に少なかった。また、警察がしばしば立ち寄り、彼らに「逃げても直ぐに捕まえられる」と言い、寄宿舎でも監視する者がいたため、逃亡を考えることも難しく、原告2は逃げだしたいと言ったのがばれて寄宿舎の舎監から殴打され体罰を受けたりもした。

そうする中、日本は1944年2月頃から訓練工たちを強制的に徴用し、それ以後から亡訴外人、原告2に何らの対価も支給しなかった。大阪製鉄所の工場は1945年3月頃、アメリカ合衆国軍隊の空襲で破壊され、この時、訓練工らのうちの一部は死亡し、亡訴外人、原告2を含む他の訓練工らは1945年6月頃、咸境道清津に建設中の製鉄所に配置され清津に移動した。亡訴外

人、原告2は寄宿舎の舎監に日本で働いた賃金が入金されていた貯金通帳と印鑑をくれるようと要求したが、舎監は清津に到着した以後も通帳と印鑑を返さず、清津で一日12時間もの間、工場建設のために土木工事をしながらも賃金を全くもらえなかった。亡訴外人、原告2は1945年8月頃、清津工場がソ連軍の攻撃により破壊されると、ソ連軍を避けてソウルに逃げ、ようやく日帝から解放された事実を知った。

(4) 原告3は1941年、大田市長の推薦を受け、保局隊として動員され、旧日本製鉄の募集担当官の引率によって日本に渡り、旧日本製鉄の釜石製鉄所でコークスを溶鉱炉に入れ溶鉱炉から鉄が出ればまた窯に入れるなどの労役に従事した。上記原告は、酷いほこりによる困難を経験し、溶鉱炉から出る不純物によって倒れてお腹を怪我し3ヶ月間入院したりもしたし、賃金を貯金してくれるという話を聞いただけで、賃金を全くもらえなかった。労役に従事している間、最初の6ヶ月間は外出が禁止され、日本憲兵たちが半月に一回ずつ来て人員を点検し、仕事に出ない者には「愚知恵が働くやつだ」と足蹴にしたりした。上記原告は1944年になると、徴兵され軍事訓練を終えた後、日本の神戸にある部隊に配置され米軍捕虜監視員として働いていたところ解放になり帰国した。

(5) 原告4は1943年1月頃、群山部（今の群山市）の指示を受け募集され、旧日本製鉄の引率者に従って日本に渡り、日本製鉄の八幡製鉄所で各種原料と生産品を運送する線路の信号所に配置され線路を切り替えるポイント操作と列車の脱線防止のためのポイントの汚染物除去などの労役に従事したが、逃走がばれ、約7日間ひどく殴打され、食事の提供も受けられなかった。上記原告は労役に従事する間、賃金を全く支給してもらえず、一切の休暇や個人行動を許されず、日本の敗戦後、帰国せよという旧日本製鉄の指示を受け故郷に帰って来るようになった。

ウ。サンフランシスコ条約締結など

太平洋戦争が終わった後、米軍政当局は、1945. 12. 6. 公布した軍政法令第 33 号に在韓国日本財産をその国有・私有を問わず米軍政庁に帰属させ、このような旧日本財産は大韓民国政府樹立直後の 1948. 9.20. に発効した「大韓民国政府及びアメリカ政府間の財政及び財産に関する最初の取決め」によって大韓民国政府に移譲された。

アメリカなどを含む連合国 48 ヶ国と日本は、1951.9.8. 戦後賠償問題を解決するためサンフランシスコで平和条約（以下「サンフランシスコ条約」という）を締結し、上記条約は 1952.4.28. 発効した。サンフランシスコ条約第 4 条（a）は、日本の統治から離脱された地域の施政当局及びその国民と日本及びその国民の間の財産上の債権・債務関係は、上記当局と日本の間の特別約定として処理するという内容を、第 4 条（b）は、日本は上記地域で米軍政当局が日本及びその国民の財産を処分したことを有効だと認めるという内容を定めた。

エ. 請求権協定締結の経緯と内容等

（1）大韓民国政府と日本政府は 1951 年末頃から国交正常化と戦後補償問題を論議した。1952.2.15. 第 1 次韓日会談本会議が開かれ関連論議が本格的に開始されたが、大韓民国は第 1 次韓日会談当時「韓・日間財産及び請求権協定要綱 8 項目」（以下「8 項目」という）を提示した。8 項目の中で第 5 項は「韓国法人または韓国自然人の日本銀行券、被徴用韓国人の未収金、補償金及びその他請求権の弁済請求」である。その後 7 回の本会議と、このための数十回の予備会談、政治会談及び各分科委員会別会議などを経て 1965.6.22. 「大韓民国と日本国間の基本関係に関する条約」と、その付属協定である「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」（条約第 172 号、以下「請求権協定」という）などが締結された。

（2）請求権協定は前文で『大韓民国と日本国は、両国及び両国国民の財産と両国及び両国国民間の請求権に関する問題を解決することを希望し、両国間

の経済協力を増進することを希望して次のとおり合意した』と定めた。第 1 条で「日本国が大韓民国に 10 年間にわたって 3 億ドルを無償で提供し、2 億ドルの借款を行うことにする」と定め、続いて第 2 条で次のとおり規定した。

1. 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む）の財産、権利及び利益と両締約国及びその国民間の請求権に関する問題が 1951 年 9 月 8 日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第 4 条（a）に規定されたことを含め、完全かつ最終的に解決されたことを確認する。

2. 本条の規定は次のこと（本協定の署名日までにそれぞれの締約国が取った特別措置の対象になったものを除く）に影響を及ぼすものではない。

(a) 一方の締約国の国民として 1947 年 8 月 15 日から本協定の署名日までの間に他方の締約国に居住した事がある者の財産、権利及び利益

(b) 一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益として 1945 年 8 月 15 日以後に於ける通常の接触の過程において取得され、または他方の締約国の管轄下に入ったもの

3. 2. の規定によることを条件に、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益として本協定の署名日に他方の締約国の管轄下にあることに對する措置と、一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に對するすべての請求権として同日付以前に発生した事由に起因することに関しては、如何なる主張もできないことにする。

（3）請求権協定の同日に締結され 1965.12.18. 発効した「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定に對する合意議事録（I）」[条約第 173 号、以下「請求権協定に對する合意議事録（I）」という]は、請求権協定第 2 条に關して次のとおり定めた。

（a）『財産、権利及び利益』とは法律上の根拠に基づいて財産的価値が認められる全ての種類の実体的権利をいうことで了解された。

(e) 同条 3.によって取られる措置は同条 1.でいう両国及びその国民の財産、権利及び利益と両国及びその国民間の請求権に関する問題を解決するために取られる各国の国内措置をいうことで意見の一致を見た。

(g) 同条 1.でいう完全かつ最終的に解決されたことになる両国及びその国民の財産、権利及び利益と両国及びその国民間の請求権に関する問題には、韓日会談で韓国側から提出された『韓国の対日請求要綱』(いわゆる 8 項目)の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって同対日請求要綱に關しては如何なる主張もできなくなることを確認した。

オ. 請求権協定締結による両国の措置

(1) 請求権協定は、1965.8.14.大韓民国国会で批准同意され、1965.11.12.日本衆議院及び 1965.12.11.日本参議院で批准同意された後、まもなく両国で公布され、両国が 1965.12.18.批准書を交換することで発効した。

(2) 大韓民国は、請求権協定によって支給される資金を使うための基本的事項を定めるために 1966.2.19.「請求権資金の運用及び管理に関する法律」(以下「請求権資金法」という)を制定し、続いて補償対象になる対日民間請求権の正確な証拠と資料を収集するために必要な事項を規定するため、1971.1.19.「対日民間請求権申告に関する法律」(以下「請求権申告法」という)を制定した。ところで請求権申告法で強制動員関連被害者の請求権に關しては「日本国によって軍人・軍属または勞務者として召集または徴用され、1945.8.15.以前に死亡した者」のみを申告対象として限定した。以後、大韓民国は請求権申告法によって国民から対日請求権申告を受け付けた後、實際補償を執行するために 1974.12.21.「対日民間請求権補償に関する法律」(以下「請求権補償法」という)を制定し、1977.6.30.まで総 83、519 件に対して総 91 億 8、769 万 3、000 ウォンの補償金(無償提供された請求権資金 3 億ドルの約 9.7%にあたる)を支給したが、そのうち被徴用死亡者に対する請求権補償金として総 8、552 件に対して 1 人当り 30 万ウォンずつ総 25 億

6、560 万ウォンを支給した。

(3) 日本は 1965.12.18.「財産及び請求権に関する問題の解決と經濟協力に關する日本国と大韓民国の間の協定第 2 条の実施による大韓民国などの財産権に対する措置に関する法律」(以下「財産権措置法」という)を制定した。その主な内容は、大韓民国またはその国民の日本またはその国民に対する債権または担保権として請求権協定第 2 条の財産、利益に該当するものを請求権協定日である 1965.6.22.消滅させるというものである。

カ. 大韓民国の追加措置

(1) 大韓民国は 2004.3.5.日帝強占下強制動員被害の真相を糾明し、歴史の真実を明らかにすることを目的に「日帝強占下強制動員被害真相究明などに関する特別法」(以下「真相究明法」という)を制定した。上記法律とその施行令により「日帝強占下強制動員被害」に対する調査が全面的に実施された。

(2) 大韓民国は、2005 年 1 月頃、請求権協定と関連した一部文書を公開した。その後構成された「韓日会談文書公開後統対策関連民間共同委員会」(以下「民間共同委員会」という)では、2005.8.26.「請求権協定は日本の植民支配賠償を請求するための交渉ではなく、サンフランシスコ条約第 4 条に基づき韓日両国間の財政的・民事的債権・債務関係を解決するためのものであり、日本軍慰安婦問題等、日本政府と軍隊等日本国家権力が関与した反人道的不法行為に対しては、請求権協定で解決されたものとみることはできず、日本政府の法的責任が残っており、サハリン同胞問題と原爆被害者問題も請求権協定の対象に含まれなかった」という趣旨の公式意見を表明したが、上記公式意見には下記の内容が含まれている。

○韓日交渉当時、韓国政府は日本政府が強制動員の法的賠償、補償を認定しなかったことにより、『苦痛を受けた歴史的被害事実』に基づき政治的補償を求め、このような要求が両国間無償資金算定に反映されたことと見なければならぬ。

○請求権協定を通して日本から受けた無償 3 億ドルは、個人財産権（保険、預金等）、朝鮮総督府の対日債権等、韓国政府が国家として有する請求権、強制動員被害補償問題解決の性格の資金等が包括的に勘案されたと見なければならない。

○請求権協定は、請求権の各項目別金額決定ではなく、政治交渉を通じて総額決定方式で妥結されたため、各項目別受領金額を推定するのは難しいが、政府は受領した無償資金のうち相当金額を強制動員被害者の救済に使用しなければならない道義的責任があると判断できる。

○しかし、75 年、我が政府の補償当時、強制動員負傷者を保護対象から除外する等、道義的次元から見た時、被害者補償が不十分であったと見る側面がある。

(3) 大韓民国は 2006.3.9.請求権補償法に基づいた強制動員被害者に対する補償が不十分であることを認めて追加補償方針を明らかにした後、2007.12.10.「太平洋戦争戦後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」（以下「2007 年犠牲者支援法」という）を制定した。上記法律とその施行令は、①1938.4.1.から 1945.8.15.間に日帝によって軍人・軍務員・労務者などで国外に強制動員され、その期間中または国内に帰って来る過程で死亡したり行方不明となった「強制動員犠牲者」の場合、1 人当たり 2、000 万ウォンの慰労金を遺族に支給し、②国外に強制動員されて負傷により障害を負った「強制動員犠牲者」の場合、1 人当たり 2、000 万ウォン以下の範囲内で障害の程度を考慮して大統領令で定める金額を慰労金として支給し、③強制動員犠牲者のうち生存者または上記期間中国外で強制動員されてから国内に帰って来た者の中で強制動員犠牲者にあたらない「強制動員生還者」のうち生存者が治療や補助装具使用が必要な場合に、その費用の一部として年間医療支援金 80 万ウォンを支給し、④上記期間中で国外に強制動員され労務提供などをした対価として日本国または日本企業などから支給を受けることができたであろう給料

などを支払ってもらえなかった「未収金被害者」またはその遺族に未収金被害者が支給を受けることができたであろう未収金を当時の日本通貨 1 円に対して大韓民国通貨 2、000 ウォンに換算して未収金支援金を支給するよう規定した。

(4) 一方、真相糾明法と 2007 年犠牲者支援法が廃止される代わりに 2010.3.22.から制定され施行されている「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法」（以下「2010 年犠牲者支援法」という）はサハリン地域強制動員被害者等を補償対象に追加して規定している。

2. 上告理由第 1 点に関して

差戻し後の原審は、その判示と同じ理由をあげ、亡訴外人、原告 2 が本件訴訟に先立ち、日本において被告を相手に訴訟を提起し、同事件の日本判決で敗訴・確定されたとしても、同事件の日本判決が日本の韓半島と韓国人に対する植民支配が合法的であるという規範的認識を前提に日帝の「国家総動員法」と「国民徴用令」を韓半島と亡訴外人、原告 2 に適用することが有効であると評価した以上、このような判決理由が込められた同事件の日本判決をそのまま承認するのは大韓民国の善良な風俗や、その他の社会秩序に違反するものであり、したがって、我が国で同事件の日本判決を承認して、その効力を認定することはできないと判断した。

このような差戻し後の原審の判断は、差戻し判決の主旨によることとして、そこに上告理由の主張とともに外国判決承認要件としての公序良俗違反に関する法理を誤解する等の違法はない。

3. 上告理由第 2 点に関して

差戻し後の原審は、その判示と同じ理由を引いて、原告らを労役に従事するようにした旧日本製鉄が、日本国の法律が定めたことによって解散され、その判示の「第 2 会社」が設立された後、吸収合併の過程を経て被告に変更されるなどの

手続きを経たとしても、原告らは旧日本製鉄に対する本件請求権を被告に対しても行使できると判断した。

このような差戻し後の原審の判断は、差戻し判決の趣旨によるものであり、そこに上告理由の主張のように、外国判決承認要件としての公序良俗違反に関する法理を誤解する等の違法はない。

4. 上告理由第3点に関して

ア. 条約は全文・付属書を含む条約文の文脈および条約の対象と目的に照らして、その条約の文言に付与される通常の意味に従って誠実に解釈されなければならない。ここにおいて、文脈は条約文（全文および付属書を含む）の他に、条約の締結と関連して当事国間に成立したその条約に関する合意などを含み、条約の文言の意味が模糊としていたり曖昧であったりする場合などには、条約の交渉記録および締結時の事情などを補充的に考慮して、その意味を明らかにしなければならない。

イ. このような法理に従って、先に見た事実関係および採択された証拠により知ることが出来る次のような事情を総合してみれば、原告らが主張する被告に対する損害賠償請求権は、請求権協定の適用対象に含まれると見ることはできない。その理由は以下のとおりである。

（1）まず、この事件で問題となる原告らの損害賠償請求権は、日本政府の韓半島に対する不法な植民支配および侵略戦争の遂行と直結した日本企業の反人道的な不法行為を前提とする強制動員被害者の日本企業に対する慰謝料請求権（以下「強制動員慰謝料請求権」という）という点を明確にしておかなければならない。原告らは被告を相手に未支給賃金や補償金を請求しているのではなく、上記のような慰謝料を請求しているのである。

これと関連した差戻し後の原審の下記のような事実認定と判断は、記録上これを十分に首肯することができる。即ち、① 日本政府は日中戦争や太平洋戦争など、不法な侵略戦争の遂行過程において基幹軍需事業体である日本

の製鉄所に必要の人力を確保するために、長期的な計画をたてて組織的に人力を動員し、核心的な基幹軍需事業体の地位にあった旧日本製鉄は、鉄鋼統制会に主導的に参加するなど、日本政府の上記のような人力動員政策に積極的に協力して、人力を拡充した。② 原告らは、当時、韓半島と韓国民らが日本の不法で暴圧的な支配を受けていた状況において、その後、日本で従事することになる労働内容や環境についてよくわからないまま、日本政府と旧日本製鉄の上記のような組織的な欺罔により動員されたと見るのが妥当である。③ さらに、原告らは成年に至っていない幼い年齢で家族と離別し、生命や身体に危害を受ける可能性が非常に高い劣悪な環境において、危険な労働に従事し、具体的な賃金額も知らないまま強制的に貯金をしなければならず、日本政府の苛酷な戦時総動員体制のもとで外出が制限され、常時、監視され、脱出が不可能であり、脱出の試みが発覚した場合には苛酷な殴打に遭いもした。④ このような旧日本製鉄の原告らに対する行為は、当時の日本政府の韓半島に対する不法な植民支配および侵略戦争の遂行と直結した反人道的な不法行為に該当し、このような不法行為によって原告らが精神的苦痛を受けたことは経験則上明白である。

（2）先に見た請求権協定の締結経過とその前後の事情、特に下記のような事情によれば、請求権協定は日本の不法な植民支配に対する賠償を請求するための取り決めではなく、基本的にサンフランシスコ条約第4条に基づき、韓日両国間の財政的・民事的債権・債務関係を政治的合意によって解決するためのものであったと考えられる。

① 先に見たとおり、戦後賠償問題を解決するために1951. 9. 8. 米国など連合国48ヶ国と日本の間に締結されたサンフランシスコ条約第4条（a）は、「日本の統治から離脱した地域（大韓民国もこれに該当）の施政当局およびその国民と日本および日本の国民間の財産上の債権・債務関係は、これらの当局と日本間の特別約定によって処理する」と規定してい

る。

② サンフランシスコ条約が締結された後、ただちに第一次韓日会談（1952. 2. 15. から同年4. 25. まで）が開かれたが、その時、韓国側が提示した8項目も基本的に韓日両国間の財政的・民事的債務関係に関するものであった。上記の8項目中第5項に「被徴用韓国人の未収金、補償金およびその他の請求権の返済請求」という文言があるが、8項目の他の部分のどこにも、日本植民支配の不法性を前提とする内容はないため、上記の第5項の部分も日本側の不法行為を前提とするものではなかったと考えられる。従って、上記の「被徴用韓国人の未収金、補償金およびその他の請求権の返済請求」に強制動員慰謝料請求権まで含まれると考えることは難しい。

③ 1965. 3. 20. 大韓民国政府が発刊した『韓日会談白書』（乙第18号証）によれば、サンフランシスコ条約第4条が韓日間の請求権問題の基礎になったと明示しており、さらには「上記第4条の対日請求権は戦勝国の賠償請求権と区別される。韓国はサンフランシスコ条約の調印当事国でないために、第14条の規定による戦勝国が享有する『損害および苦痛』に対する賠償請求権を認められなかった。このような韓日間の請求権問題には賠償請求を含ませることはできない。」という説明までしている。

④ その後に実際に締結された請求権協定文やその付属書のどこにも、日本植民支配の不法性に言及する内容は全くない。請求権協定第2条1. においては、「請求権に関する問題は、サンフランシスコ条約第4条（a）に規定されたことを含み、完全かつ最終的に解決されたもの」として、上記の第4条（a）に規定されたこと以外の請求権も請求権協定の適用対象になりうると解釈される余地があるにはある。しかし、上記のとおり、日本の植民支配の不法性が全く言及されていない以上、上記の第4条（a）の範疇を越えて、請求権、すなわち植民支配の不法性と直結する請求権までも

上記の対象に含まれると見ることは難しい。請求権協定に対する合意議事録（I）2.（g）においても「完全かつ最終的に解決されるもの」に上記の8項目の範囲に属する請求が含まれていると規定しているだけである。

⑤ 2005年、民官共同委員会も「請求権協定は基本的に日本の植民支配の賠償を請求するためのものではなく、サンフランシスコ条約第4条に基づき、韓日両国間の財政的・民事的債権・債務関係を解決するためのものである」と公式意見を明らかにした。

（3）請求権協定第1条により日本政府が大韓民国政府に支給した経済協力資金が第2条による権利問題の解決と法的な代価関係があると考えられ得るかも明らかではない。

請求権協定第1条では「3億ドル無償提供、2億ドル借款（有償）の実行」を規定しているが、その具体的な名目については何の内容もない。借款の場合、日本の海外経済協力基金により行われることとし、上記の無償提供および借款が大韓民国の経済発展に有益なものでなければならないという制限を設けているのみである。請求権協定の全文において、「請求権問題の解決」に言及してはいるものの、上記の5億ドル（無償3億ドルと有償2億ドル）と具体的に連結する内容はない。これは請求権協定に対する合意議事録（I）2.（g）で言及された「8項目」の場合も同様である。当時の日本側の立場も、請求権協定第1条のお金が基本的に経済協力の性格であるというものであったし、請求権協定第1条と第2条の間に法律的な相互関係が存在しないという立場であった。

2005年、民官共同委員会は、請求権協定当時、政府が受領した無償資金のうちの相当額を強制動員被害者の救済に使用しなければならない「道義的責任」があったとしたうえで、1975年の請求権補償法などによる補償は「道義的次元」から見る時、不十分であったと評価した。そして、その後制定された2007年の犠牲者支援法および2010年の犠牲者支援法の

両方が、強制動員関連被害者に対する慰労金や支援金の性格が「人道的次元」のものであることを明示した。

(4) 請求権協定の交渉過程で日本政府は植民支配の不法性を認めないまま、強制動員被害の法的賠償を徹底的に否認し、これに伴い韓日両国の政府は日帝の韓半島支配の性格に関して合意に至ることができなかった。このような状況で強制動員慰謝料請求権が請求権協定の適用対象に含まれたと見るのは、難しい。

請求権協定の一方の当事者である日本政府が不法行為の存在およびそれに対する賠償責任の存在を否認する状況で、被害者側である大韓民国政府が自ら強制動員慰謝料請求権までも含む請求権協定を締結したとは考えられないためである。

(5) 差し戻し後の原審において、被告が追加で提出した証拠なども、強制動員慰謝料請求権が請求権協定の適用対象に含まれないという上記のような判断に支障を与えるとは考えられない。

上記の証拠によれば、1961. 5. 10. 第5次韓日会谈予備会谈の過程で、大韓民国側が「他国民を強制的に動員することによって負わせた被徴用者の精神的、肉体的苦痛に対する補償」に言及した事実、1961. 12. 15. 第6次韓日会谈予備会谈の過程で大韓民国側が「8項目に対する補償として総額12億 2、000万ドルを要求しながら、そのうちの3億 6、400万ドル（約30%）を強制動員被害補償に対するものとして算定（生存者1人当たり200ドル、死亡者1人当たり1、650ドル、負傷者1人当たり2、000ドル基準）」した事実などを知ることができる。

しかし、上記のような発言内容は大韓民国や日本の公式見解でなく、具体的な交渉過程で交渉担当者が話したことに過ぎず、13年にわたった交渉過程において一貫して主張された内容でもない。「被徴用者の精神的、肉体的苦痛」に言及したのは、交渉で有利な地位を占めようという目的から始まった

発言に過ぎないものと考えられる余地が大きく、実際に当時日本側の反発で第5次韓日会谈の交渉は妥結されることもなかった。また、上記のとおり、交渉過程で総額12億 2、000万ドルを要求したにもかかわらず、実際には請求権協定は3億ドル（無償）で妥結した。このように要求額にはるかに及ばない3億ドルのみを受けとった状況で、強制動員慰謝料請求権も請求権協定の適用対象に含まれていたものとは、どうてい考えにくい。

ウ. 差し戻し後の原審がこのような趣旨から、強制動員慰謝料請求権は請求権協定の適用対象に含まれないと判断したのは正しい。その点において、上告理由の主張のように請求権協定の適用対象と効力に関する法理を誤解しているなどの違法はない。

一方、被告はこの部分の上告理由において、強制動員慰謝料請求権が請求権協定の適用対象に含まれるという前提の元に、請求権協定で放棄された権利が国家の外交的保護権に限定されてのみ放棄されたのではなく、個人請求権自体が放棄（消滅）されたのだという趣旨の主張もしているが、この部分は差し戻し後の原審の仮定的判断に関するものとして、さらに検討してみる必要はなく、受け入れることはできない。

5. 上告理由第4点に関して

差し戻し後の原審は、1965年に韓日間に国交が正常化したのが、請求権協定関連文書がすべて公開されていない状況において、請求権協定で大韓民国国民の日本国または日本国民に対する個人請求権までも包括的に解決されたとする見解が、大韓国内で広く受け入れられてきた事情など、その判示のような理由を挙げて、この事件の訴訟提起当時まで原告らが被告を相手に大韓民国で客観的に権利を行使できない障害事由があったと見ることは相当であるため、被告が消滅時効の完成を主張して原告らに対する債務の履行を拒絶することは著しく不当であり、信義誠実の原則に反する権利の濫用として許容することはできないと判断した。

このような差戻し後の原審の判断もまた差戻判決の趣旨に従ったものであって、そこに上告理由の主張のような消滅時効に関する法理を誤解するなどの違法はない。

6. 上告理由第5点に関して

不法行為によって受けた精神的苦痛に対する慰謝料の金額に関しては、事実審の裁判所が諸般の事情を参酌して、その職権に属する裁量によってこれを確定できる（大法院1999. 4. 23. 宣告 98ダ41377判決など参照）。

差戻し後の原審はその判示のような理由で原告らに対する慰謝料を判示金額に定めた。差戻し後の原審判決の理由を記録に照らし検討すれば、この部分の判断に上告理由の主張のような慰謝料の算定における著しく相当性を欠くなどの違法はない。

7. 結論

したがって、上告をすべて棄却し、上告費用は敗訴者が負担することとし、主文の通り判決する。この判決には上告理由第3点に関する判断について、大法官李起宅の個別意見、大法官金昭英、大法官李東遠、大法官盧貞姫の個別意見が各々あり、大法官権純一、大法官趙載淵の反対意見がある他には、関係判事の意見は一致し、大法官金載衡、大法官金善洙の多数意見に対する補充意見がある。

8. 上告理由第3点に関する判断に対する大法官李起宅の個別意見

ア. この部分の上告理由の要旨は、原告らが主張する被告に対する損害賠償請求権は請求権協定の適用対象に含まれ、請求権協定に含まれている請求権は国家の外交的保護権のみでなく個人請求権まで完全に消滅したものと見なければならぬというものである。

この問題に関して、すでに差戻判決は、「原告らの損害賠償請求権は請求権協定の適用対象に含まれなくならず、含まれるとしても、その個人請求権自体は請求権協定だけでは当然消滅せず、ただ請求権協定でその請求権に関する大

韓民国の外交的保護権が放棄されただけである」と判示し、差戻し後の原審もこれにそのまま従った。

上告審から事件を差戻された裁判所は、その事件を裁判する時に、上告裁判所が破棄理由とした事実上および法律上の判断に拘束される。このような差戻判決の拘束力は再上告審にも及ぶのが原則である。従って、差戻判決の拘束力に反する上記のような上告理由の主張は受け入れられない。具体的に検討すれば次のとおりである。

イ. 裁判所組織法第8条は「上級裁判所裁判における判断は該当事件に関して、下級審を拘束する。」と規定しており、民事訴訟法第436条第2項は「事件を差戻されたり移送された裁判所は再び弁論を経て裁判しなければならない。この場合には、上告裁判所が破棄の理由とみなした事実上および法律上の判断に拘束される。」と規定している。従って、上告裁判所から事件を差戻された裁判所は、その事件を裁判する時に上告裁判所が破棄理由とした事実上および法律上の判断に拘束される。ただし、差戻し後の審理過程で新しい主張や証明が提出されて、拘束的判断の基礎となった事実関係に変動が生じた場合には、例外的に拘束力が及ばないこともある（大法院1988. 3. 8. 宣告87ダカ1396判決など参照）。

この事件で、仮に差戻し後の原審の審理過程で新しい主張や証明を通して、差戻判決のこの部分の判断の基礎になった事実関係に変動が生じたと評価するならば、拘束力が及ばないと考え得る。

しかし、まず多数意見が適切に説示した通り、差戻し後の原審で被告が追加で提出した証拠により知りうる第5次および第6次韓国会談予備会談の過程での大韓民国側の発言内容だけでは、とうてい「原告らの損害賠償請求権は請求権協定の適用対象に含まれない」という差戻判決の拘束的判断の基礎になった事実関係に変動が生じた場合だと見るのは困難である。

また、差戻判決の仮定的判断、即ち、「個人請求権自体は請求権協定だけで当

然消滅せず、ただ請求権協定でその請求権に関する大韓民国の外交的保護権が放棄されたのみである」という部分も、その判断の基礎になった事実関係に変動が生じたと見るのが困難なのは同様である。これと関連して、差戻し後の原審で新たに提出された証拠は、主に請求権協定の解釈についての各自の見解を明らかにしたものに過ぎず、「事実関係」の変動だと評価することも難しい。

ウ、差戻判決の拘束力は差戻し後の原審だけでなく再上告審にも及ぶのが原則である（大法院1995. 8. 22. 宣告94ダ43078判決など参照）。

ただし、大法院2001. 3. 15. 宣告98ドゥ15597の全員合議体の判決は「大法院は法令の正当な解釈適用とその統一を主たる任務とする最高法院であり、大法院の全員合議体は従前に大法院で判示した法令の解釈適用に関する意見を自ら変更できるものであるところ（裁判所組織法第7条第1項第3号）、差戻判決が破棄理由とした法律上の判断もここで言う「大法院で判示した法令の解釈適用に関する意見」に含まれるものであるから、大法院の全員合議体が従前の差戻判決の法律上の判断を変更する必要があると認める場合には、それに拘束されず、通常法令の解釈適用に関する意見の変更手続きにより、これを変更できると見なければならぬだろう。」として、差戻判決の拘束力が再上告審の全員合議体には及ばないという趣旨として判示したことがある。

しかし、上記の98ドゥ15597の全員合議体判決の意味を「全員合議体で判断する以上、いつでも差戻判決の拘束力から抜け出せる」というものとして理解してはならない。「差戻判決に明白な法理の誤解があり、必ずこれを是正しなければならない状況であったり、差戻判決が全員合議体を経ないまま従前の大法院判決が取った見解と相反する立場を取ったりした場合のような例外的な場合に限り拘束力が及ばない」という意味として解釈しなければならない。このように見ない場合、法律で差戻判決の拘束力を認めた趣旨が没却される恐れがあるからである。実際に、上記の上の98ドゥ15597の全員合議体判決の事案自体も、差戻判決に明白な法理誤解の誤りがあったのみならず、差戻

判決が全員合議体を経もしないまま、既存の大法院判決に抵触する判断をした場合であった。

このような法理に従って、この事件に立ち返って検討するなら、請求権協定の効力と関連して、差戻判決が説示した法理に明白な誤謬があるとか、従前の大法院判決に反する内容があるとは考えられない。従って、この事件を全員合議体で判断するとしても、おいそれと差戻判決が説示した法理を再審査したり、覆したりすることができると見ることはできない。

エ、結局どの角度から見ても、この部分の上告理由の主張は差戻判決の拘束力に反するものとして受け入れられない。

一方、先に見た上告理由第1、2、4点に関する判断の部分において、「差戻し後の原審の判断は差戻判決の趣旨に沿うものであって、上告理由の主張のような違法はない」と判示したのは、上記のような差戻判決の拘束力に関する法理に沿うものと考えられるので、この部分の判断に対しては、多数意見と見解を異にしないという点を付け加えておきたい。

以上の通りの理由で、上告を棄却するべきであるという結論においては、多数意見と意見を同じくするが、上告理由第3点に関しては多数意見とその具体的な理由を異にするために、個別意見としてこれを明らかにしておく。

9. 上告理由第3点に関する判断についての大法官金昭英、大法官李^{ナム・ドンフン}東遠、大法官盧^{ノム・ドンフン}貞姫の個別意見

ア、請求権協定にもかかわらず、原告が被告に対して強制動員被害に対する慰謝料請求権を行使することができるという点については多数意見と結論を同じくする。ただしその具体的な理由は多数意見と見解を異にする。

多数意見は、「原告らが主張する被告に対する損害賠償請求権は、請求権協定の適用の対象に含まれるとはいえない」との立場をとっている。しかし請求権協定の解釈上、原告の損害賠償請求権は請求権協定の対象に含まれるというべ

きである。ただし原告ら個人の請求権自体は請求権協定により当然に消滅するということはできず、請求権協定によりその請求権に関する大韓民国の外交的保護権のみが放棄されに過ぎない。したがって原告らは依然として大韓民国において被告に対して訴訟により権利を行使することができる。

このように解すべき具体的な理由は次の通りである。

イ、まず条約の解釈方法について多数意見が明らかにした法理については見解を異にしない。これらの法理に基づき、差戻し後の原審で初めて提出された各証拠（乙第 16 乃至 18、37 乃至 39、40 乃至 47、50、52、53、55 号証）も含めて原審が適法に採択・調査した各証拠によって明らかになった事実関係を検討すると、多数意見とは異なり原告らの被告に対する損害賠償請求権は請求権協定の対象に含まれると見ることが妥当である。

(1) 差戻し後の原審で提出された各証拠をはじめとする採用証拠によって明らかにした請求権協定の具体的な締結過程は次の通りである。

(ア) 前記のように 1952 年 2 月 15 日に開催された第 1 回韓日会談当時、大韓民国は 8 項目を提示したが、その後日本の逆請求権の主張、独島と平和線問題（訳注 日本で言う『李承晩ライン問題』）についての意見の対立、両国の政治的状況などにより第 4 回韓日会談では 8 項目についての議論が適切に行われなかった。

(イ) 第 5 回韓日会談から 8 項目の実質的な討議が行われ、第 5 回韓日会談では以下のような議論があった。

①1961 年 5 月 10 日の第 5 回韓日会談予備会談一般請求権小委員会第 13 回会議で大韓民国側 8 項目のうち、上記第 5 項（韓国法人または韓国自

然人の日本銀行券、被徴用韓国人の未収金、補償金およびその他の請求権の弁済請求）と関連して、「強制徴用で被害を受けた個人に対する補償」を日本側に要求した。具体的には「生存者、負傷者、死者、行方不明者及び兵士・軍属を含む被徴用者全般に対して補償を要求するもの」であるとして、「これは他国の国民を強制的に動員することにより被った被害者用者の精神的肉体的苦痛に対する補償を意味する」という趣旨であると説明した。これに対し日本側が個人の被害に対する補償を要求するものか、大韓民国として韓国人被害者の具体的な調査をする用意があるか等について質問すると、大韓民国側は「国として請求するものであり、被害者個人に対する補償は国内で措置する性質のもの」との立場を表明した。

②日本側は大韓民国側の上記のような個人の被害補償の要求に反発し、具体的な徴用・徴兵の人数や証拠資料を要求したり、両国国交の回復後に個別的に解決する方法を提示するなど、大韓民国側の要求にそのまま応じることができないという立場を表明した。

③第 5 回韓日会談の請求権委員会では、1961 年 5 月 16 日の軍政変によって協議が中断されるまで 8 項目の第 1 項から第 5 項までについて討議が行われたが、根本的な認識の差異を確認するにとどまり、実質的な妥協を行うことはできなかった。

(ウ) 第 6 次韓日会談が 1961 年 10 月 20 日に開始された後は、請求権の細部についての議論は時間がかかるばかりで解決が長引くとの判断から政治的な側面の妥協が探られ、下記のような交渉過程を経て第 7 次韓日会談中

の1965年6月22日、ようやく請求権協定が締結された。

①1961年12月15日の第6回韓日会談予備会談一般請求権小委員会第7回会談で大韓民国側は日本側に8項目に対する補償として合計12億2,000万ドルを要求し、強制動員に対する被害補償として生存者1人当たり200ドル、死傷者1人当たり1,650ドル、負傷者1人当たり2,000ドルを基準として計算した3億6,400万ドル(約30%)と算定した。

②1962年3月頃の外相会談では、大韓民国側の支払要求額と日本側の支払準備額を非公式に提示することにしたが、その結果大韓民国側の支払い要求額である純弁済7億ドルと、日本側の支払準備額である純弁済7,000万ドル及び借款2億ドルの間に顕著な差があることが確認された。

③このような状況において日本側は、初めから請求権に対する純弁済とする^①と法律関係と事実関係を厳格に解明しなければならないだけでなく、その金額も少額となり大韓民国が受諾できなくなるであろうから、有償と無償の経済協力の形式をとり、金額を相当程度引き上げ、その代わり請求権を放棄することによりと提案した。これに対して大韓民国側は請求権に対する純弁済を受けるといふ立場であるが問題を大局的見地から解決するために請求権解決の枠内で純弁済と無相照支払の2つの名目で解決することを主張し、その後再び譲歩して請求権解決の枠の中で純弁済と無相照支払の2つの名目とするが、その金額をそれぞれ区分して表示せず、総額だけを表示する方法で解決することを提案した。

④その後、当時の^{キム・ドング}金鍾泌中央情報部長は日本で池田首相と1回、大平日

本外相と2回にわたって会談し、大平外相との1962年11月12日の第

2回会談時に請求権問題の金額、支払細目及び条件等について両国政府に提案する妥結案に関する原則的な合意をした。その後の具体的調整過程を経て、第7回韓日会談が進行中であった1965年4月8日、当時外

務部長官であった李^{イ・ドゥン}東元と日本の外務大臣であった椎名税三郎の間に「韓日間の請求権問題の解決及び経済協力に関する合意」が成立した。

(2) 前記のように、請求権協定の前文は「日本国及び大韓民国は、両国及びその国民の財産並びに両国及びその国民の間の請求権以下「請求権協定上の請求権」という)に関する問題を解決することを希望し、両国間の経済協力を増進することを希望して、次のとおり協定した。」と述べて、第2条1は「両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」と定めた。

また、請求権協定と同日に締結され請求権協定の合意議事録(I)は、上記第2条について「同条1.でいう完全かつ最終的に解決されたことになる両国及びその国民の財産、権利及び利益と両国及びその国民間の請求権に関する問題には、韓日会談で韓国側から提出された『韓国の対日請求要綱』(いわゆる8項目)の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって同対日請求要綱に關しては如何なる主張もできなくなることを確認した。と定めしたが、8項目の第5項には、「被徴用韓国人の未収金、補償金およびその他の

請求権（以下「被徴用請求権」という）の弁済請求」が含まれている。

このような請求権協定などの文言によれば、大韓民国と日本の両国は、国家と国家の間の請求権についてだけでなく、一方の国民の相手国とその国民に対する請求権も協定の対象としたことが明らかであり、請求権協定の合意議事録（Ⅰ）は請求権協定上の請求権の対象に被徴用請求権も含まれることを明らかにしている。

(3) 請求権協定自体の文言は、第1条に従って日本が大韓民国に支給することにした経済協力資金が第2条による権利問題の解決に対する対価であるのかについて明確には規定していない。

しかし、前記のように、①大韓民国は1961年5月10日の第5回韓日会談予備会談一般請求権小委員会第13回会議において被徴用請求権について「生存者、負傷者、死亡者、行方不明者及び兵士・軍属を含む被徴用者全般に対する補償」を要求し、他国の国民を強制的に動員することにより被った被徴用者の精神的肉体的苦痛に対する補償」までも積極的に要請しただけでなく、1961年12月15日の第6回韓日会談予備会談一般請求権小委員会第7回会議で強制動員被害補償金を具体的に3億6,400万ドルと算定し、これを含めて8項目の合計補償金12億2,000万ドルを要求し、②第5回韓日会談当時、大韓民国が、上記要求額は国家として請求するものであり被害者個人に対する補償は国内で措置するものであると主張したが、日本は具体的な徴用・徴兵の人数や証拠資料を要求して交渉が難航し、③これに対して日本は証明の困難などを理由に有償と無償の経済協力の形式をとり、金額を相当程度引き上げ、その代わりに請求権を放棄する方式を提案し、大韓民国が

純弁済及び無相照の2つの名目で金員を受領するが具体的な金額は項目別に区分せずに総額のみを表示する方法を再提案することによって、④以降の具体的な調整過程を経て1965年6月22日、第1条では経済協力資金の支援について定め、第2条では権利関係の解決について定める請求権協定が締結された。

これらの請求権協定の締結に至るまでの経緯等に照らしてみると、請求権協定上の請求権の対象に含まれる被徴用請求権は、強制動員被害者の損害賠償請求権まで含んだものであり、請求権協定第1条で定めた経済協力資金は実質的にこれらの損害賠償請求権まで含めた第2条で定めた権利関係の解決に対する対価ないし補償としての性質をその中に含んでいるように見え、両国も請求権協定締結当時のように認識したと見るのが妥当である。

(4) 8項目のうち第5項は被徴用請求権について「補償金」という用語を使用し、「賠償金」という用語は使用していない。しかしその「補償」が「植民支配の合法性を前提とする補償」のみを意味するとは考えがたい。上記のように交渉の過程で双方が示した態度だけを見ても、両国政府が厳密な意味での「補償」と「賠償」を区分していたとは思えない。むしろ両国は「植民支配の不法性を前提とした賠償」も当然請求権協定の対象に含めることを相互認識していたと思われる。

(5) それだけでなく、大韓民国は請求権協定によって支給される資金使用の基本的事項を定めるために請求権資金法及び請求権申告法などを制定・施行し、日本によって労務者として徴用され1945年8月15日以前に死亡した者の請求権を請求協定に基づいて補償する民間請求権に含め、その被徴用死

亡者の申告及び補償手続を完了した。これは強制動員被害者の損害賠償請求権が請求権協定の適用対象に含まれていることを前提としたものと思われる。

そして請求権協定に関するいくつかの文書が公開された後に構成された民間官共同委員会も2005年8月26日、請求権協定の法的効力について公式意見を表明したが、日本国慰安婦問題など日本政府と軍隊などの日本国家権力が関与した反人道的不法行為については請求権協定によって解決されたと見ることができないとしながらも、強制動員被害者の損害賠償請求権については「請求権協定を通じて日本から受けた無償3億ドルに強制動員被害補償問題を解決するための資金などが包括的に勘案された」とした。

さらに大韓民国は2007年12月10日の請求資金法等により行われた強制動員被害者に対する補償が不十分であったという反省的な考慮から2007年の犠牲者支擧法を制定・施行し、1938年4月1日から1945年8月15日までの間に日帝によって労働者などとして国外に強制動員された犠牲者・負傷者・生還者等に対し慰労金を支給し、強制的に動員されて労務を提供した日本企業などから支給されなかった未収金を大韓民国の通貨に換算して支給した。

このように大韓民国は請求権協定に強制動員被害者の損害賠償請求権が含まれていることを前提として、請求権協定締結以来長期にわたり、それ従って補償などの後続措置をとってきたことが分かる。

(6) 以上の内容、すなわち請求権協定及びそれに関する了解文書などの文言、請求権協定の締結経緯や締結当時の推定される当事者の意思、請求権協定の締結に従った後続措置などの各事情を総合すると、強制動員被害者の損害賠

償請求権は請求権協定の適用対象に含まれると見るのが妥当である。

それにも関わらず、これと異なり原告らの被告に対する損害賠償請求権が請求権協定の適用対象に含まれていたとは言いがたいとする本件差戻し後の原審のこの部分の判断には条約の解釈に関する法理などを誤解した誤りがある。

ウ。しかし、上記のような誤りにもかかわらず、「原告らの個人請求権自体は請求権協定のみによって当然に消滅すると見ることができず、ただ請求権協定によりその請求権に関する大韓民国の外交的保護権が放棄されることにより、日本の国内措置で当該請求権が日本国内で消滅しても、大韓民国がこれを外交的に保護する手段を失うことになるだけである」という差戻し後の原審の仮定的判断は下記の理由から首肯することができる。

(1) 請求権協定には、個人請求権消滅について、韓日両国政府の意思合致があったと見るだけの十分かつ明確な根拠がない。

過去に主権国家が外国と交渉をして自国の国民の財産や利益に関する事項を一括的に解決する、いわゆる一括処理協定 (lump sum agreements) が国際紛争の解決・予防のための方式の一つとして採用されてきたとも見ることができ。ところが、このような協定を通じて国家が「外交的保護権 (diplomatic protection)」、すなわち「自国民が外国で違法・不当な取り扱いを受けた場合、その国籍国が外交手続などを通じて外国政府に対して自国民の適切な保護や救済を求めることができる国際法上の権利」を放棄するだけでなく、個人の請求権までも完全に消滅させることができるというためには、少なくとも該当条約にこれに関する明確な根拠が必要であると言わねば

ならない。国家と個人が別個の法的主体であるという近代法の原理は国際法上も受け入れられているが、権利の「放棄」を認めようとするならその権利者の意思を厳格に解釈しなければならぬという法律行為の解釈の一般原則によれば、個人の権利を国家が代わりに放棄する場合には、これをより厳しく解さなければならぬからである。ところが請求権協定はその文言上、個人請求権自体の放棄や消滅については何の規定も置いていない。この点で連合国と日本との間で1951年9月8日に締結されたサンフランシスコ条約第14条(b)で、「連合国は、すべての請求、連合国とその国民の賠償請求及び軍の占領費用に関する請求をすべて放棄する」と定めて、明示的に請求権の放棄(waive)という表現を使用したことと区別される。もちろん請求権に関する問題が「完全かつ最終的に解決されたことになる」という表現が用いられたしたが、上記のような厳格解釈の必要に照らし、これを個人請求権の「放棄」や「消滅」と同じ意味とは解しがたい。

前述の証拠によれば、請求権協定締結のための交渉過程で日本は請求権協定に基づいて提供される資金と請求権との間の法的対価関係を一貫して否定し、請求権協定を通じて個人請求権が消滅するのではなく国の外交的保護権のみが消滅するという立場を堅持した。これに対し大韓民国と日本の両国は請求権協定締結当時、今後提供される資金の性格について合意に至らないまま請求権協定を締結したとみられる。したがって請求権協定で使用された「解決されたことになる」とか、主体などを明らかなまま「いかなる主張もできないものとする」などの文言は意図的に使用されたものといわねばならず、これを個人請求権の放棄や消滅、権利行使の制限が含まれたものと

安易に判断してはならない。

このような事情等に照らすと、請求権協定での両国政府の意思は個人請求権は放棄されないことを前提に政府間で請求権問題が解決されたことにしようというもの、すなわち外交的保護権に限定して放棄しようというものであったと見るのが妥当である。

(2) 前述のように、日本は請求権協定の直後、日本国内で大韓民国国民の日本国及びその国民に対する権利を消滅させる内容の財産権措置法を制定・施行した。こうした措置は、請求権協定だけでは大韓民国国民個人の請求権が消滅していないことを前提とするとき、初めて理解することができる。すなわち前記のように、請求権協定当時、日本は請求権協定を通じて個人請求権が消滅するのではなく国の外交的保護権のみが放棄されると見る立場であったことが明らかであり、協定の相手方である大韓民国もこのような事情を熟知していたと思われる。したがって両国の真の意思もやはり外交的保護権のみが放棄されることで一致していた見ることが合理的である。

大韓民国が1965年7月5日に発行した「日本国と大韓民国との間の条約と協定解説」には、請求権協定第2条について「財産及び請求権の問題の解決に関する条項により消滅する当方の財産及び請求権の内容を見ると、我々が最初に提示した8項目の大対日請求要綱で要求したものはすべて消滅することになり、従って被徴用者の未収金及び補償金、韓国人の対日本政府及び日本国民に対する各種請求などがすべて完全にそして最終的に消滅することになる。」とされている。これによると当時の大韓民国の立場が個人請求権が消滅するというものであったと見る余地もないとは言えない。しかし、上記

のように当時の日本の立場が「外交的保護権限定放棄」であることが明白であった状況において大韓民国の内心の意思が上記のようなものであったとしても、請求権協定で個人請求権まで放棄されることについて意思の合致があったと見することはできない。さらに後の大韓民国で請求権資金法などの補償立法を通じて強制動員被害者に対して行われた補償内容が実際の被害に比べて極めて微々たるものであった点に照らしてみても、大韓民国の意思が請求権協定を通じて個人請求権も完全に放棄させるというものであったと断定することも困難である。

(3) 一括処理協定の効力と解釈と関連して国際司法裁判所（ICJ）が2012年2月3日に宣告したドイツのイタリアの主権免除事件（Jurisdictional Immunities of the State, Germany v. Italy : Greece intervening）が国際法的観点から議論されている。しかしながら、他の多くの争点はともかくとしても、1961年6月2日にイタリアと西ドイツの間で締結された「特定財産に関連する経済的・財政的な問題の解決に関する協定（Treaty on the Settlement of certain property-related, economic and financial questions）」及び「ナチスの迫害を受けたイタリアの国民に対する補償に関する協定（Agreement on Compensation for Italian Nationals Subjected to National-Socialist Measures of Persecution）」が締結された経緯、その内容や文言が請求権協定のそれと同じではないので、請求権協定をイタリアと西ドイツの間の上記条約と単純比較することは妥当ではない。

エ. 結局、原告らの被告に対する損害賠償請求権が請求権協定の対象に含まれていないとする多数意見の立場には同意することができないが、請求権協定にも

かかわらず、原告らが被告に対して強制動員被害に関する損害賠償請求権を行使することができるとする差戻し後の原審の結論は妥当である。そこにはこの部分の上告理由の主張に言うような請求権協定の効力、大韓民国国民の日本国民に対する個人請求権の行使の可能性に関する法理などを誤解した誤りはない。

10. 大法官権純一、大法官趙載淵の反対意見

ア. 大法官金昭英、大法官李東遠、大法官盧貞姫の個別意見（以下「個別意見2」という）が上告理由3について、請求権協定の解釈上原告らの損害賠償請求権が請求権協定の対象に含まれるという立場をとったことについては見解を同じくする。

しかし、個別意見2が請求権協定では大韓民国の外交的保護権のみが放棄されたとして、原告らが大韓民国において被告に対して訴訟によっての権利を行使することができると判断したことには同意できない。その理由は次の通りである。

イ. 請求権協定第2条1は、「…両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が…完全かつ最終的に解決されたことになることを確認する。」と規定している。ここにいう「完全かつ最終的に解決されたことになる」という文言の意味が何なのか、すなわち請求権協定によって両締約国がその国民の個人請求権に関する外交保護権だけを放棄したことを意味するのか、またはその請求権自体が消滅するという意味なのか、それとも両締約国の国民がもはや訴訟によって請求権を行使することができないことを意味するのかは、基本的に請求権協定の解釈に関する問題である。

(1) 憲法により締結・公布された条約と一般的に承認された国際法規は、国内

法と同等の効力を有する（憲法第6条第1項）。そして具体的な事件において当該法律又は法律条項の意味・内容と適用範囲を定める権限、すなわち法令の解釈・適用権限は司法権の本質的内容をなすものであり、これは大法院を最高法院とする裁判所に専属する（大法院2009年2月12日宣告2004平10289判決参照）。

請求権協定は、1965年8月14日に大韓民国国会で批准同意され、1965年12月18日に条約第172号として公布されたので、国内法と同じ効力を有する。したがって、請求権協定の意味・内容と適用範囲は、法令を最終的に解釈する権限を有する最高法院である大法院によって最終的に定める他はない。

(2) 条約の解釈は、1969年に締結された「条約法に関するウィーン条約（Vienna Convention on the Law of Treaties、以下「ウィーン条約」という）」を基準とする。ウィーン条約は大韓民国に対しては1980年1月27日、日本に対しては1981年8月1日に各々発効したものであるが、その発効前に既に形成されていた国際慣習法を規定したものであるから、請求権協定を解釈する際にウィーン条約を適用しても時制法の問題はない。

ウィーン条約第31条（解釈の一般規則）によれば、条約は全文及び附属書を含む条約文の文脈及び条約の対象と目的に照らしてその条約の文言に付与される通常の意味に従って誠実に解釈しなければならない。ここにいう条約の解釈上の文脈とは、条約文の他に条約の締結に関して締約国間で行われたその条約に関する合意などを含む。そしてウィーン条約第32条（解釈の補充的手段）によれば、第31条の適用から導かれる意味を確認するため、又は第31条の規定により解釈すると意味が曖昧模範となる場合、明らかに不合理ま

たは不当な結果をもたらす場合には、その意味を決定するために条約の準備作業または条約締結時の事情を含む解釈の補充的手段に依存することができる。

(3) 請求権協定の前文は、「両国及びその国民の財産並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題を解決することを希望し」と述べ、第2条1は「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が…平和条約第4条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」と規定しており、第2条3は、「…一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であって…いかなる主張もすることができないものとする。」と規定した。また、請求権協定の合意議事録(1)は請求権協定第2条について「同条1にいう完全かつ最終的に解決されたこととなる両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題には、日韓会談において韓国側から提出された「韓国の対日請求要綱」（いわゆる8項目）の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって、同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなされないこととなることが確認された。」と規定し、対日請求要綱8項目の中には「被徴用韓国人の未収金、補償金およびその他の請求権の弁済請求」が含まれている。

上記のような請求権協定第2条、請求権協定の合意議事録(1)などの文言、文脈及び請求権協定の対象と目的等に照らし、請求権協定第2条をその文言に付与される通常の意味に従って解釈すれば、第2条1で「完全かつ最

最終的に解決されたもの」は、大韓民国及び大韓民国国民の日本および日本国民に対するすべての請求権と日本及び日本国民の大韓民国及び大韓民国国民に対するすべての請求権に関する問題であることは明らかであり、第2条3にすべての請求権について「いかなる主張もできないものとする」と規定しにすべての請求権について「完全に最終的に解決されたことになる」という文言の意味は、以上の、「完全に最終的に最終的に解決されたことになる」という文言の意味は、両締約国はもちろん、その国民ももはや請求権を行使することができなくなったという意味であると解さなければならぬ。

(4) 国際法上国家の外交的保護権 (diplomatic protection) とは、外国で自国民が違法・不当な扱いを受けたが、現地の機関を通じて適切な権利救済が行われない場合に、最終的にその国籍国が外交手続や国際司法手続を通じて外国政府に対して自国民に対する適切な保護や救済を求めることができる権利である。外交的保護権の行使主体は被害者個人ではなくその国籍国であり、外交的保護権は国家間の権利義務に関する問題に過ぎず国民の個人の請求権の有無に直接影響を及ぼすことはない。

ところが前述のように請求権協定第2条は大韓民国の国民と日本の国民の相手方の国とその国民に対する請求権まで対象としていることが明らかであるから、請求権協定を国民個人の請求権とは関係なく両締約国が相互に外交的保護権を放棄するだけの内容の条約であるとは解しがたい。また、請求権協定第2条1に規定する「完全に最終的に解決される」という文言は請求権に関する問題が締約国間ではもちろんその国民の間でも完全かつ最終的に解決されたという意味に解釈するのがその文言の通常の意味に合致し、単に締約国の間で相互に外交的保護権を行使しないことにするという意味に読む

ことはできない。

(5) 日本は請求権協定締結後、請求権協定で両締約国の国民の個人請求権が消滅するのではなく両締約国が外交的保護権のみを放棄したものであるという立場をとってきた。これは日本政府が自国の国民に対する補償義務を回避するために「在韓請求権について外交的保護権を放棄した」という立場をとったことから始まったものである。しかし下記のように大韓民国は最初から対日請求要綱8項目を提示し、強制徴用被害者に対する補償を要求し、請求権資金の分配は全的に国内法上の問題であるという立場をとり、このような立場は請求権協定締結当時まで維持された。

前述の事実関係及び記録によれば次のような事実を知ることができる。つまり、①大韓民国側は1952年2月15日の、第1次韓日会談から8項目を日本側に提示し、1961年5月10日の第5回日韓会談予備会談の一般請求権小委員会第13回会談で、8項目のうち第5項について「強制徴用ににより被害を受けた個人に対する補償」を日本側に要求し、個人の被害に対する補償を要求するののかという日本側の質問に対し「国として請求するものであり、被害者個人に対する補償は国内で措置する性質のもの」という立場を表明した。

②1961年12月15日の第6回日韓会談予備会談一般請求権小委員会の第7回会談で大韓民国側は日本側に8項目の補償として合計12億2,000万ドルを要求し、その中で強制動員に対する被害補償金を3億6,400万ドルと算定して提示した。③請求権協定締結直後の1965年7月5日に大韓民国政府が発行した「大韓民国と日本国との間の条約及び協定解説」には、「財産及び請求権問題の解決に関する条項により消滅する当方の財産及び請求権の内容を見

ると、当方が最初に提示したところの8項目の対日請求要綱で要求したものはすべて消滅するところであり、したがって…被徴用者の未収金及び補償金、…韓国人の対日本政府及び日本国民に対する各種請求などがすべて完全かつ最終的に消滅することになるものである。」と記載されている。④1965年8月、チャン・キョン経済企画院長官は、請求権協定第1条の無償3億ドルは実質的に被害国民に対する賠償的な性格を持ったものであるという趣旨の発言をした。⑤請求権協定締結後、大韓民国は請求権資金法、請求権申告法、請求権補償法、2007年および2010年の犠牲者支援法などを制定して強制徴用被害者に対する補償金を支給した。2010年の犠牲者支援法に基づいて設置された「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者など支援委員会」の決定（前身である「太平洋戦争前後の国外強制動員犠牲者支援委員会」の決定を含む）を通じて2016年9月頃まで支給された慰労金等の内訳を見ると、死亡、行方不明慰労金3、601億ウォン、負傷障害慰労金1、022億ウォン、未収金の支援金522億ウォン、医療支援金1人当たり年間80万ウォンなど約5、500億ウォンになる。

このような事実を総合してみると、請求権協定当時大韓民国は請求権協定により強制徴用被害者の個人請求権も消滅するか、少なくともその行使が制限されるという立場をとっていたことが分かる。したがって、請求権協定当時の両国の真の意思が外交的保護権のみ放棄するということでは一致していたわけでもない。

(6) 一方、国際法上戦後賠償問題などについて主権国家が外国と交渉をして自国国民の財産や利益に関する事項を国家間条約を通じて一括的に解決するい

わゆる「一括処理協定 (lump sum agreements)」は、国際紛争の解決予防のための方法の一つとして請求権協定締結当時国際慣習法上一般的に認められていた条約の形式である。

一括処理協定は国家が個人の請求権などを含む補償問題を一括妥結する方式であるから、その当然の前提として一括処理協定によって国家が相手国からの補償や賠償を受けた場合にはそれに応じて自国民個人の請求権は消滅するものとして処理され、この時その資金が実際には被害国民に対する補償目的に使用されなかったとしても同様とされる[国際司法裁判所 (ICJ) が2012年2月3日に宣告したドイツ対イタリア主権免除事件 (Jurisdictional Immunities of the State, Germany v. Italy : Greece intervening)、いわゆる「フェリーニ (Ferrini) 事件」判決参照]。

請求権協定についても、大韓民国は日本から強制動員被害者の損害賠償請求権を含む対日請求要綱8項目について一括補償を受け、請求権資金を被害者に補償の方式で直接分配したり、または国民経済の発展のための基盤施設の再建等に使用することによりいわゆる「間接的に」補償する方式を採択した。このような事情に照らしてみると、請求権協定は大韓民国及びその国民の請求権などに対する補償を一括的に解決するための条約として請求権協定当時国際的に通用していた一括処理協定に該当するといえることができる。この点からも、請求権協定が国民の個人の請求権とは関係なく、単に両締約国が国家の外交的保護権を放棄することだけを合意した条約であるとは解釈しがたい。

ウ。請求権協定第2条に規定している「完全かつ最終的な解決」や「いかなる主

強もできないこととする」という文言の意味は、個人請求権の完全な消滅まででなくとも「大韓民国国民が日本や日本国民に対して訴訟によって権利を行使することは制限される」という意味に解釈するのが妥当である。

(1) 請求権協定はその文言上の個人請求権自体の放棄や消滅について直接定めではない。この点でサンフランシスコ条約第 14 条 (b) で、「連合国は、すべての補償請求、連合国とその国民の賠償請求および軍の占領費用に関する請求をすべて放棄する」と定めて明示的に請求権の放棄 (waive) という表現を使用したものとは区別される。したがって請求権協定により個人請求権が実体的に完全に消滅したり放棄されたとは解しがたいという点では個別意見 2 と見解を同じくする。

(2) 請求権協定第 2 条 1 は請求権に関する問題が「完全かつ最終的に解決されたことになることを確認する」と規定しており、「完全かつ最終的な解決」に至る方式は第 2 条の 3 に規定している「いかなる主張もできないものとする。」との文言によって実現される。つまり「どのような主張もできないこと」という方法を通じて請求権問題の「完全かつ最終的な解決」を期している。ところで「いかなる主張もできないものとする」という文言の意味は前述したように請求権に関する大韓民国の外交的保護権のみを放棄するという意味に解釈することができず、かといって請求権自体が実体法的に消滅したという意味である断定することも困難である。そうであれば、「いかなる主張もできないものとする。」という文言の意味は、結局「大韓民国国民が日本や日本国民に対して訴訟によって権利を行使することが制限される」という意味に解釈するほかはない。

(3) 先に見たように大韓民国は請求権協定締結後、請求権補償法、2007 年及び 2010 年の犠牲者支援法などを制定し、強制徴用被害者らに補償金を支給した。これは請求権協定によって大韓民国の国民が訴訟によって請求権を行使することが制限された結果、大韓民国がこれを補償する目的で立法措置をしたものである。「外交的保護権限定放棄説」に従うと大韓民国が上記のような補償措置をとる理由を見出しがたい。

エ. (1) 個別意見 2 が大韓民国で請求権資金法などの補償の立法を通じて強制徴用被害者に対して行われた補償内容が実際の被害に備えて非常に不十分であったという点を請求権協定の効力を解釈する根拠に挙げていることも受け入れがたい。前記のように「一括処理協定 (lump sum agreements)」によって国家が補償や賠償を受けたなら、その国民は相手国及びその国民に対して個人請求権を行使することができないのであり、これは支給された資金が実際には被害国民に対する補償の目的に使用されてなくとも変わることはないからである。

(2) 日帝強占期に日本が不法な植民支配と侵略戦争遂行のために強制徴用被害者らに与えた苦痛に照らしてみると、大韓民国が被害者らに行った補償が非常に不十分なことは事実である。大韓民国は 2006 年 3 月 9 日の請求権償法に基づき強制徴用被害者の補償が不十分であることを認め追加補償の方針を表明した後、2007 年の犠牲者支援法を制定し、その後 2010 年の犠牲者支援法を追加制定した。しかしこのような追加的な補償措置によっても国内強制徴用被害者は当初から慰労金支給対象に含まれず、国外強制徴用生還者に対しては 2007 年の犠牲者支援法の制定当時、1 人当たり 500 万ウォンの慰労金を

支給する内容の法案が国会で議決されたが、追加的な財政負担などを理由に大統領が拒否権を行使し、結局彼らに対する慰労金支給は行われなかった。

(3) 日本政府が請求権協定の交渉過程で植民支配の不法性を認めていなかった状況で大韓民国政府が請求権協定を締結したことが果たして正しかったのか等を含め、請求権協定の歴史的評価については未だ議論があることは事実だ。しかし請求権協定が憲法や国際法に違反して無効であると解するのでなければ、その内容の良否を問わずその文言と内容に従って遵守しなければならない。請求権協定により個人請求権をもはや行使できなくなることによって被害を受けた国民に、今からでも国家は正当な補償を行うべきである。大韓民国がこのような被害国民に対して負う責任は法的責任であり、これを単なる人道的・恩恵的措置とみることはできない。大韓民国は被害国民が訴訟を提起したか否かにかかわらず正当な補償がなされるようにする責務があり、このような被害国民に対して大韓民国が訴訟においてその消滅時効完成の有無を争うことはないと思う。

オ. 要するに、大韓民国の国民が日本及び日本国民に対して有する個人請求権は請求権協定によって直ちに消滅したり放棄されたわけでないが、訴訟によってこれを行使することは制限されることとなったので、原告らが日本国民である被告に対して国内で強制動員による損害賠償請求権を訴訟によって行使することもやはり制限されると解するのが妥当である。

これと異なる趣旨により判示した原審の判断には請求権協定の適用範囲及び効力等に関する法理を誤解した誤りがあり、原審が根拠とした差戻判決の請求権協定に関する見解もやはりこれに背馳する範囲内で変更すべきである。

以上のような理由から、多数意見に反対する。

11. 大法官^{大法官}金^金裁^裁衡^衡、大法官^{大法官}金^金善^善洙^洙の多数意見に対する補充意見

ア. 原告らが主張する被告に対する損害賠償請求権、すなわち「強制動員慰謝料請求権」が請求権協定の対象に含まれていないという多数意見の立場は条約の解釈に関する一般原則に従うものであって妥当である。その具体的な理由は次の通りである。

イ. 条約の解釈の出発点は条約の文言である。当事者らが条約を通じて達成しようとした意図が文言として現れるからである。したがって条約の文言が持つ通常の意味を明らかにすることが条約の解釈において最も重要なことである。しかし当事者らが共通して意図したものとして確定された内容が条約の文言の意味と異なる場合には、その意図に応じて条約を解釈しなければならない。

この時、文言の辞典的な意味が明確でない場合には、文脈、条約の目的、条約締結過程をはじめとする締結当時の諸事情だけでなく、条約締結以降の事情も総合的に考慮して条約の意味を合理的に解釈しなければならない。ただし条約締結過程で行われた交渉過程や締結当時の事情は条約の特性上、条約を解釈するために補充的に考慮すべきである。

一方、条約が国家ではなく個人の権利を一方的に放棄するような重大な不利益を与える場合には約定の意味を厳密に解釈しなければならない、その意味が明確でない場合には個人の権利を放棄していないものと解すべきである。個人の権利を放棄する条約を締結しようとするなら、これを明確に認識して条約の文言に含ませることにより個々人がそのような事情を知ることができるようにすべきであるからである。

1969年に締結されたウィーン条約は、大韓民国に対しては1980年1月27日、日本に対しては1981年8月1日に発効したため、1965年に締結された請求権協定の解釈の基準としてこの条約を直ちに適用することはできない。ただし条約の解釈に関するウィーン条約の主な内容は既存の国際慣習法を反映したものであると見ることができるので、請求権協定を解釈においても参考とすることができる。条約の解釈基準に関する多数意見はウィーン条約の主な内容を反映したものであるから、条約の解釈に関する一般原則と異なるものではない。ただしウィーン条約が請求権協定に直接適用されるものではないから、請求権協定を解釈する際にウィーン条約を文言にそのまま従わねばならないものではない。

ウ、本件の主な争点は、請求権協定の前文と第2条に現れる「請求権」の意味をどのように解釈するかである。具体的には上記「請求権」に「日本政府の韓半島に対する不法な植民支配・侵略戦争の遂行と直結した日本企業の反人道的不法行為を前提とする強制動員被害者の日本企業に対する精神的損害賠償請求権」、すなわち「強制動員慰謝料請求権」が含まれるか否かが問題になる。

請求権協定では、「請求権」が何を意味するかを特に定めていない。請求権はきわめて多様な意味で使用することができうる用語である。この用語に不法行為に基づく損害賠償請求権、特に本件で問題となる強制動員慰謝料請求権まで一般的に含まれると断定することはできない。

したがって請求権協定の文脈や目的なども併せて検討すべきである。まず請求権協定第2条でサンフランシスコ条約第4条(a)に明示的に言及しているから、サンフランシスコ条約第4条が請求権協定の基礎になったことには特に疑

問がない。すなわち請求権協定は基本的にサンフランシスコ条約第4条(a)にいう「日本の統治から離脱した地域（大韓民国もこれに該当）の施政当局・国民と日本・日本国民の間の財産上の債権・債務関係」を解決するためのものである。ところで、このような「債権・債務関係」は日本の植民支配の不法性を前提とするものではなく、そのような不法行為に関する損害賠償請求権が含まれたものでもない。特にサンフランシスコ条約第4条(a)では「財産上の債権債務関係」について定めているので、精神的損害賠償請求権が含まれる余地はないと見るべきである。

サンフランシスコ条約を基礎として開かれた第1次韓日会談において韓国側が提示した8項目は次のとおりである。「①1909年から1945年までの間に日本が朝鮮銀行を通じて大韓民国から搬出した地金及び地銀の返還請求、②1945年8月9日現在及びその後の日本の対朝鮮総督府債務の返還請求、③1945年8月9日以降に大韓民国にから振替または送金された金員の返還請求、④1945年8月9日現在大韓民国に本店、本社または主たる事務所がある法人の在日財産の返還請求、⑤大韓民国法人または大韓民国自然人の日本銀行券、被徴用韓国人の未収金、補償金およびその他の請求権の弁済請求、⑥韓国人の日本国または日本人に対する請求であって上記①ないし⑤に含まれていないものは韓日会談の成立後、個別に行使用することができうることを認めること、⑦前記の各財産または請求権から発生した各果実の返還請求、⑧前記返還と決済は協定成立後直ちに開始し遅くとも6ヶ月以内に完了すること」である。

上記8項目に明示的に列挙されたものはすべて財産に関するものである。したがって上記第5項で列挙されたものも、例えば徴用による労働の対価として

支払われる資金などの財産上の請求権に限定されたものであり、不法な強制徴用による慰謝料請求権まで含まれると解することはできない。その上ここに言う「徴用」が国民徴用令による徴用のみを意味するのか、それとも原告らのように募集方式または官斡旋方式で行われた強制動員まで含まれるのかも明らかではない。また第5項は「補償金」という用語を使用しているが、これは徴用が適法であるという前提で使用した用語であり、不法性を前提とした慰謝料が含まれないことが明らかである。当時の大韓民国と日本の法制では「補償」は違法な行為に起因する損失を填補するものであり、「賠償」は不法行為による損害を填補するものとして明確に区別して使用していた。請求権協定の直前に大韓民国政府が発行した「韓日会談白書」も「賠償請求は請求権問題に含まれない」と説明した。「その他」という用語も前に列挙したものと類似した付随的なものと解するべきであるから、強制動員慰謝料請求権が含まれるとするのは行き過ぎた解釈である。

請求権協定の合意議事録（Ⅰ）では、8項目の範囲に属するすべての請求が請求権協定で完全かつ最終的に「解決されるものとされる」請求権に含まれると規定しているが、前記のように上記第5項「被徴用韓国人の未収金、補償金及びその他の請求権の弁済請求」が日本の植民支配の不法性を前提としたものと解することができないから、強制動員慰謝料請求権がこれに含まれると解することもできない。

結局、請求権協定、請求権協定に関する合意議事録（Ⅰ）の文脈、請求権協定の目的などに照らして請求権協定の文言に現れた通常の意味に従って解釈すれば、請求権協定にいう「請求権」に強制動員慰謝料請求権まで含まれるとは

言いがたい。

エ、上記のような解釈方法だけでは請求権協定の意味が明らかではなく、交渉記録と締結時の諸事情等を考慮してその意味を明らかにすべきだとしても、上記のような結論が変わることはない。

まず請求権協定締結当時の両国の意思がどのようなものであったのかを検討する必要がある。一般的な契約の解釈と同様に条約の解釈においても、外に現れた表示にもかかわらず両国の内心の意思が一致していた場合、その真意に基づいて条約の内容を解釈するのが妥当である。仮に請求権協定当時、両国とも強制動員慰謝料請求権のような日本の植民支配の不法性を前提とする請求権も請求権協定に含めることに意思が一致していたと見ることができれば、請求権協定に言う「請求権」に強制動員慰謝料請求権も含まれると解することができる。

しかし日本政府が請求権協定当時はもちろん現在に至るまで強制動員の過程で反人道的な不法行為が犯されたことはもとより植民支配の不法性さえも認めしていないことは周知の事実である。また請求権協定当時日本側が強制動員慰謝料請求権を請求権協定の対象としたと解するに足りる資料もない。当時強制動員慰謝料請求権の存在自体も認めていなかった日本政府が請求権協定にこれを含めるという内心の意思を持っていたと解することもできない。

これは請求権協定当時の大韓民国政府も同様であったと見るのが合理的である。多数意見において述べたように請求権協定の締結直前の1965年3月20日に大韓民国政府が発行した公式文書である「韓日会談白書」ではサンフランシスコ条約第4条が韓・日間の請求権問題の基礎になったと明示しており、さら

に「上記第4条の対日請求権は、戦勝国の賠償請求権とは区別される。大韓民国はサンフランシスコ条約の韓国国ではなかったため、第14条の規定により戦勝国が享有する損害と苦痛に対する賠償請求権は認められなかった。このような韓・日間の請求権問題には賠償請求を含めることができない。」という説明までしている。

一方、上記のような請求権協定締結当時の状況の他に条約締結後の事情も補充的に条約の解釈の考慮要素になりうるが、請求権協定に言う「請求権」に強制動員慰謝料請求権が含まれると解することができないということは、これによっても裏付けることができる。請求権協定以後大韓民国は請求権資金法、請求権申告法、請求権償法を通じて1977年6月30日までに被徴用死亡者8,552人に1人当り30万ウォンずつ合計25億6,560万ウォンを支給した。これは上記8項目のうち、第5項の「被徴用韓国人の未収金、補償金およびその他の請求権の弁済請求」が請求権協定の対象に含まれるによる後統措置に過ぎないと見ることができるから、強制動員慰謝料請求権に対する弁済とは言いがたい。しかもその補償対象者も「日本国によって軍人・軍属または労働者として招集または徴用され1945年8月15日以前に死亡した者」に限定されていた。また、その後大韓民国は2007年の犠牲者支援法などによりいわゆる「強制動員犠牲者」に慰労金や支援金を支給したが、当該法律では名目は「人道的次元」のものであることを明示した。このような大韓民国の措置は、請求権協定に強制動員慰謝料請求権は含まれておらず、大韓民国が請求権協定資金により強制動員慰謝料請求権者に対して法的支払い義務を負うものではないことを前提としているものと言わざるを得ない。

オ、国家間の条約によって国民個人が相手国や相手国の国民に対して有する権利を消滅させることが国際法上許容されるとしても、これを認めるためには当該条約でこれを明確に定めねばならない。その上本件のように国家とその所属国民が関与した反人道的な不法行為による損害賠償請求権、その中でも精神的損害に対する慰謝料請求権の消滅のような重大な効果を与えようとする場合には条約の意味をより厳密に解釈しなければならない。

サンフランシスコ条約第14条が日本によって発生した「損害と苦痛」に対する「賠償請求権」とその「放棄」を明確に定めているのとは異なり、請求権協定は「財産上の債権・債務関係」のみに言及しているだけであり、請求権協定の対象に不法行為による「損害と苦痛」に対する「賠償請求権」が含まれるとか、その賠償請求権の「放棄」を明確に定めてはいない。

日本政府の韓半島に対する不法な植民支配と侵略戦争の遂行と直結した日本企業の反人道的な不法行為により動員され、人間としての尊厳と価値を尊重されないままあらゆる労働を強要された被害者である原告らは、精神的損害賠償を受けられずに依然として苦痛を受けている。大韓民国政府と日本政府が強制動員被害者たちの精神的苦痛を過度に軽視し、その実態を調査・確認しようとする努力すらしないまま請求権協定を締結した可能性もある。請求権協定で強制動員慰謝料請求権について明確に定めていない責任は協定を締結した当事者らが負担すべきであり、これを被害者らに転嫁してはならない。

以上のような理由から、多数意見の論拠を補充しようとするものである。

裁判長 大法院長 金命洙
大法官 金昭英
大法官 曹喜大
大法官 樁純一
大法官 朴商玉
大法官 李超宅
大法官 金義衡
大法官 趙戰淵
大法官 朴貞フア (休～ムに化)
大法官 閔裕淑
大法官 金善洙
大法官 李東遠
大法官 盧貞姬

日韓両国の日韓請求権協定解釈の変遷

井護士 山本晴大

はじめに

最近韓国の憲法裁判所や大法院において植民地・戦争被害者の問題について積極的な判断が続いたことについて、日本のマスコミでは「日韓請求権協定で『完全かつ最終的に解決』と明文で規定しているにも関わらず、慰安婦や強制徴用労働者の請求権を認める韓国の司法は国家間の合意を無視して問題を蒸し返す民族主観的なものである」との種の論調が優勢である。

たしかに、1965年に締結された日韓請求権協定2条1項は、次のように規定している。

「同締約国は、同締約国及びその国民(法人を含む)の財産、権利及び利益並びに同締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサンフランシスコ布で署名された日本国との平和条約第4条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」¹

しかし、「『完全かつ最終的に解決』と書いてあるから完全かつ最終的に解決済みだ」で済むほど問題は単純ではない。なぜなら、他ならぬ日本政府自身が、「『完全かつ最終的に解決』とは個人の権利の消滅を意味しない」と力説してきた歴史があり、「国家間の合意を無視する」ような解釈の大転換を行ったのも日本政府だからある。

本稿では日韓両国政府の日韓請求権協定解釈の変遷を跡づけ、日韓請求権協定が日本軍「慰安婦」問題、強制動員問題にいかなる意味を持つのか考えることにする。

第1 日本政府の解釈の変遷

1 原爆裁判・シベリア抑留訴訟における国側主張
日韓請求権協定のように、国家間の合意で国家や国民の権利を放棄する条項を請求権放棄条項という。日韓請求権協定に先行するサンフランシスコ平和条約(1951年)には下記の請求権放棄条項がある。

14条(b) この条約に別段の定がある場合を除き、連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとつた行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接置事業に関する連合国の請求権を放棄する。

19条(a) 日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、この条約の効力発生の前に日本国領域におけるいずれかの連合国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放

棄する。

また、日ソ共同宣言(1956年)第6項も下記の通り規定していた。

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、1945年8月9日以来の戦争の結果として生じたそれぞれの国、その団体及び国民のそれぞれ他方の国、その団体及び国民に対するすべての請求権を、相互に放棄する。

これらの条項が国家が条約によって国民の財産権を消滅させる趣旨であるなら、当然に補償の問題が生じることになり、実際に被害者による補償請求訴訟が提起された。サンフランシスコ平和条約については、同条約19条(a)は被爆者のアメリカ合衆国ないしトルーマン大統領に対する損害賠償請求権を日本政府が消滅させたものであり、日ソ共同宣言については、同宣言は被害者のソ連政府に対する損害賠償請求権を日本政府が消滅させたものとして、シベリア抑留被害者が国に補償請求した(シベリア抑留訴訟)。

これらの訴訟において被害である国は次のように主張した。¹

(原爆裁判)

「対日平和条約第19条(a)の規定によって、日本国はその国民個人の米国及びトルーマンに対する損害賠償請求権を放棄したことにはならない。

(1) 国家が個人の国際法上の賠償請求権を基礎として外国と交渉するのは国家の権利であり、この権利が外国との合意によって放棄できることは疑いないが、個人がその本国政府を通じてこれとは独立して直接に賠償を求める権利は、国家の権利とは異なるから国家が外国との条約によってどうという約束をしようと、それによって直接これに影響は及ばない。

(2) 従って対日平和条約第19条(a)にいう「日本国民の権利」は、国民自身の請求権を基礎とする日本国の賠償請求権、すなわちいわゆる外交保護権のみを指すものと解すべきである。…仮にこれ(個人の請求権)を含む趣旨であると解されるとしても、それは放棄できないものを放棄したと記載しているにどまり、国民自身の請求権はこれによって消滅しない。従って、仮に原告等に請求権があるものとすれば、対日平和条約により放棄されたものではないから、何ら原告等が権利を侵害されたことにはならない。」

(シベリア抑留訴訟)²

¹ 東京地裁1963年12月7日(下級裁判所民事裁判例集14巻2451頁)

「日ソ共同宣言 6 項 2 文により我が我がが放棄した請求権は、我が国自身の有していた請求権及び外交的保護権であり、日本国民が個人として有する請求権を放棄したものではない。ここに外交保護権とは、自国民が外国の領域において外国の国際法違反により受けた損害について、国が相手国の責任を追究する国際法上の権利である。」

要するに日本国は、サンフランシスコ平和条約・日ソ共同宣言の請求権放棄条項によって放棄したのは国家の外交保護権のみであり、被害者個人の米国やソ連に対する損害賠償請求権は消滅していない、したがって、日本国は被害者に対して補償する義務はないと主張したのである。

このように条約による権利の「放棄」とは個人の権利の消滅を意味するものではないという理論の創始者は他ならぬ日本政府だったのである。

2 日韓請求権協定締結時の日本政府の解釈

日韓請求権協定の締結にあたり、日本政府は「請求権協定 1 条の『経済協力の増進』と 2 条の『権利問題の解決』との間には法的に何の相互関係も存在しないが、請求権協定全体の効果として韓国の対日請求権の問題は解決した」と説明した。すなわち、経済協力資金は韓国民の請求権の対価として支払われたものではなく、それによって補償(賠償)債務が日本政府・国民から韓国政府に移転したものではないことを明らかにしたのである。そして「請求権協定全体の効果として韓国の対日請求権の問題は解決した」とは下記の事情からみて、外交保護権の相互放棄を意味していると考えるのが妥当である。

すなわち、日韓請求権協定の締結にあたって、この協定で放棄されるのは両国の外交保護権であり、個人の権利を消滅させるものではないという認識を日本政府は持っていた。このことは、韓国人被害者の権利問題としてではなく、朝鮮半島に資産を残してきた日本人の問題として語られた。日韓会談の交渉担当官であった外務事務官谷田正樹は、請求権協定で放棄したのは外交保護権にすぎないから、日本政府が朝鮮半島に資産を残してきた日本人に対して補償責任を負うものではないと解説した。²朝鮮半島に資産を残してきた日本人の権利について日本政府が放棄したのはが外交保護権に過ぎないなら、韓国人被害者個人の権利について韓国政府が放棄したのも外交保護権に過ぎず、個人の権利は存続していると解釈するのが当然の論理的帰結である。日本政府は当時から実際にはこのような法的解釈を採用していたが、政治的には「日

² 国立国会図書館「戦法と情報」230 号

³ 「時の法令」別冊 1966 年 3 月 10 日

韓請求権協定で完全に解決済み」との見解を繰り返して表明した。

例えば 1962 年と 1963 年に観光目的などで一時入国した在韓被爆者に被爆者健康手帳を交付した例があるにも関わらず、日韓請求権協定締結後の 1968 年に来日した被爆者には手帳交付を拒否した事実がある⁴。しかし仮に韓国政府が在韓被爆者に関する外交保護権を放棄したとしても、個々の被爆者に対して原爆医療法の適用を拒否する法的根拠とはなり得ない。実際に、その後在韓被爆者により提起された多数の訴訟の中で国が日韓請求権協定による解決済論を主張したことは一度もなく、上記の手帳交付拒否は一種の政治的デモストレーションに過ぎないことが明らかになった。

3 日韓請求権協定と財産権措置法

日韓請求権協定と同年に「大韓民国等の財産権に関する措置法」(以下「財産権措置法」という)が制定された。同法 1 項は次のように規定している。

次に掲げる大韓民国又はその国民(法人を含む。以下同じ。)の財産権であつて、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に關する日本国と大韓民国との間の協定第二条 3 の財産、権利及び利益に該當するものは、次項の規定の適用があるものを除き、昭和四十年六月二十二日において消滅したものとす。ただし、同日において第三者の権利(同条 3 の財産、権利及び利益に該當するものを除く。)の目的となつていたものは、その権利の行使に必要な限りにおいて消滅しないものとする。

- 一 日本国又はその国民に対する債権
- 二 担保権であつて、日本国又はその国民の有する物(証券に化体される権利を含む。次項において同じ。)又は債権を目的とするもの

すなわち、この法律は日韓請求権協定で「完全かつ最終的に解決」した「財産、権利及び利益並びに…請求権」のうち「財産、権利及び利益」を消滅させるというものである。同法案国会上册時の答弁資料⁵は「大韓民国及びその国民の実体的権利をどのような処理するかについて、国内法を制定して同条(日韓請求権協定第二条) 3 にいう措置を執ることが必要になったのである」と説明しており、同法にいう「消滅」とは実体的権利そのものの消滅の趣旨と解し、実務上そのように運用されてきた。例えば、企業が供託した微用工の未払賃金について、日韓請求権協定の適用を受ける(すなわち在韓の)韓国人が返還請求をすると、財産権措置法により返還請求権が消滅したとして拒否する

⁴ 市場降下「ヒロシマを持かえった人々」

⁵ 小林久氏が国立公文書館つくば分館で発見した「国内法関係(総定問答他)40.7~40.10」と題する文書

扱いになっている。同法は日本に存在する韓国人の「財産・権利及び利益」を一切の補償なく消滅させるものであって憲法上重大な問題があるが、最高裁は繰り返し同法は合憲であると判示しており⁷、請求が「財産・権利及び利益」に該当する場合、日本の司法機関による救済は事実上不可能である。

一方で、この法律の存在は日韓請求権協定の「完全かつ最終的に解決」とは個人の実体的権利の消滅を意味するものではないということを裏付けている。仮に日韓請求権協定により個人の実体的権利が消滅したのであれば、財産権措置法は日韓請求権協定により消滅した権利を重ねて消滅させる法律ということになり、その立法趣旨が理解不能となるからである（後述の韓国大法院判決もこの点を指摘している）。

そして、前記のように、財産権措置法は日韓請求権協定にいう「財産・権利及び利益並びに同協約国及びその国民の間の請求権」のうち「財産・権利及び利益」だけを消滅させ、「請求権」は消滅させなかった。日韓請求権協定の「完全かつ最終的に解決」が個人の実体的権利の消滅を意味するものではなく、「請求権」は財産権措置法による消滅も免れたとすれば、「請求権」は実体的権利としては生き続けていることになる。そこで、両者の区別が問題となるが、日本政府は「財産・権利及び利益」とは協定当時すでに実体的な権利として確定していたもの、「請求権」とは確定判決に至らない損害賠償請求権のように当時から確定であったものをいうと解している。

例えば、1993年5月26日衆議院予算委員会において丹波寛外務省条約局長は次のように答弁した。

「……御承知のとおり、この第二条の三項におきまして、一方の締約国が財産、権利及び利益、それから請求権に対してとった措置につきましては、他方の締約国はいかなる主張もしないというふうな規定がございます。これを受けて日本で法律をつくりまして、存在している実体的な権利を消滅させたわけでございますけれども、まさにこの法律が対象としておりますのは、既に実体的に存在しておる財産、権利及び利益だけである。

…例えばAとBとの間に争いがあって、AがBに殴られた、したがってAがBに對して賠償しろと言っている、そういう間は、それはAのBに對する請求権であらうと思うのです。しかし、いよいよ裁判所に行って、裁判所の判決として、やはりBはAに對して債務を背っておるという確定判決が出たときに、その請求権は初めて実体的な権利になる、こういう関係でございます。」

⁶ 東京地裁 2004 年 10 月 15 日判決等。すなわち在韓韓国人に對する供託金は返還請求がなければ拒否するために保管していることになるが、請求権協定の適用を受けない北朝鮮在住者、在日韓国人等からの返還請求に對えて保管自体は継続しているのであらう。

⁷ 最高裁 2001 年 11 月 22 日判決（判タ 1050 号 81 頁、判時 1771 号 83 頁）、同 2004 年 11 月 29 日判決（判タ 1170 号 144 頁、判時 1879 号 58 頁）等

これに従えば、当時すでに金額が確定していた未払賃金や供託金返還請求権などは「財産・権利及び利益」であって財産権措置法により消滅したとしても、大部分の戦後補償訴訟は「請求権」に属する慰謝料等の損害賠償や未確定の未払賃金を請求するものであり、日韓請求権協定や財産権措置法は請求の障礙とならないことになる。⁸

上記の丹羽審判は決して管弁者が口を滑らせたものでも、韓国人戦争被害者の権利保護に配慮したものでもない。在日韓国人に対する適用除外を定める日韓請求権協定第 2 条 2 (a) の解釈上、日本政府としては「請求権」を広く解する必要があるのである。

日韓請求権協定第 2 条 2 (a) の規定は次のとおりである。

- 2 この条の規定は、次のもの（この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執った特別の措置の対象となつたものを除く。）に影響を及ぼすものではない。
- (a) 一方の締約国の国民で千九百四十七年八月十五日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益

このように、在日韓国人の「財産・権利及び利益」を日韓請求権協定の適用対象外としているが、文面上「請求権」は対象外としていない。文盲通りに理解すると、在日韓国人の「請求権」については韓国政府が外交保護権を放棄し、「財産・権利及び利益」については外交保護権を放棄していないことになる。そうすると、「請求権」の範囲を広く解するほど在日韓国人の年金・援護法適用等の未解決問題について韓国政府からの要求(外交保護権の行使)を回避することができると、そのために日本政府としては「請求権」を広く解する解法をとる必要があるのである。

実際に在日韓国人戦傷者の障害年金請求訴訟においてこの点が問題になった。軍人・軍属として動員された韓国人らは日本国民として韓地に赴き障害を負ったが、戦後は援護法附則の戸籍条項（戸籍法の適用を受けない者⁹）については、当分の間この法律を適用しない）により障害年金の対象から除外された。1990 年代に在日韓国人戦傷者から数件の年金請求訴訟が提起され、原告らは上記の戸籍条項は将来の外交交渉によって解決されることを予定して設けられたものであるから、日韓請求権協定の対象から在日韓国人が除外され、外交交渉による解決の可能性がなくなった時点で「当分の間」は終了し、戸籍条項は無効となったと主張した。これに対して被告の国は、「日韓請求権協定第 2 条 2 (a) で除外されたのは在日韓国人の『財産・権利及び利益』であり『請求権』ではない。原告等の年金請求権は援護法に規定されていないので法制的根拠がない『請求権』であるから、日韓請求権協定の適用を受け、韓国政

⁸ したがって、二国間条約の請求権放棄条項が戦争被害者の損害賠償請求権にいかなる影響を与えるかを考察する場合に、韓国の被害者の損害賠償請求権のうち「請求権」に該当する部分については、財産権措置法のようないかなる立法のない中国や東南アジア等の被害者の問題とパラレルに考えることができる。

⁹ 朝鮮半島、台湾山岸者を意味する

次のような答弁が行われた。

「(外務省柳井俊二条約局長) …日韓請求権協定におきまして両国間の請求権の問題は最終かつ完全に解決したわけでございます。その意味するところでございますけれども…これは日韓両国が国家として持っております外交保護権を相互に放棄したということでございます。したがって、いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではないです。」

その後類の趣旨の答弁が繰り返され¹²、次のように具体的な個人の請求権の存否は裁判所が判断するとの見解も示された

「我が国としては、この協定上外交保護権を放棄した、そして関係者の方々が訴えを提起される地位までも否定したのではないということを示し上げたわけでございますが、しかし、その断えに含まれておりますところの慰謝料請求等の請求が我が国の法律に照らして実体的な根拠があるかないかということにつきましては、これは裁判所でご判断になることと存じます」(1992年3月9日柳井条約局長)

「断権だけというふうに、申し上げていることではないと存じます。それは、訴えた場合に、それらの訴訟が認められるかどうかという問題まで当然裁判所は判断されるものと考えております」(同日 工藤政府委員)

そして、「外務省調査月報」1994年度№1にも次のように明記されている。¹³

『「国家が国民の請求権を放棄する」という文言の意味は、…国内法上の個人の請求権自体を放棄するものではなく、国際法上、国家が自国民の請求権につき国家として有する外交保護権を放棄するものであるとの解釈も、日本政府がこれまで一貫して取ってきているところである。』

上記のような解釈にしたがい、1990年以来(在韓)韓国人被害者が提訴した数十件の戦後補償訴訟において、1999年までの10年間、国側が「請求権」について日韓請求権協定で解決済みとの抗弁を主張した例は一件もなく、日韓請求権協定が争点になることはなかった。ただ、前記のように在日韓国人戦傷者による障害年金請求訴訟に

¹² 1991年12月13日参議院予算委員会、1992年2月26日衆議院外務委員会、1992年3月9日衆議院予算委員会における柳井俊二条約局長答弁、1992年4月7日参議院内閣委員会における加藤敏一外務大臣答弁等

¹³ この「外務省調査月報」について、最近になって発見又は公開された文献であるとの誤解があるようだが(例えば「対米等関係 資料集」五冊巻 2015所載の日韓協定文等)、これは国立国書館「開拓と情報」290号で存在が指摘され、2000年代に多数の戦後補償裁判で原告側証拠として提出された周知の文献である。

府が外交保護権を放棄することによって解決した」と主張したのである。¹⁰

なお韓国政府は、上記の解釈を否定し、在日韓国人戦傷者の補償請求権は「財産、権利及び利益」に該当し、日韓請求権協定の対象外であると主張している。¹¹

以上のように、日本政府としては日本国民からの補償請求を避けるためには「完全かつ最終的に解決」とは実体的権利消滅ではなく外交保護権放棄に過ぎないと解する必要がある、在日韓国人戦争被害者への補償責任について韓国政府からの要求を回避するためには在日韓国人についての日韓請求権協定の対象除外に含まれなかった「請求権」を韓国政府と対立してでも広く解する必要があるためである。この結果、皮肉にも(在韓)韓国人被害者の幅広い権利が日韓請求権協定でも消滅せず、財産権措置法による消滅の対象外となったのである。

4 1990年代の国会答弁

韓国人被害者による提訴が始まった1990年代前半、ようやく韓国人被害者の賠償請求権と日韓請求権協定の関係が国会で取り上げられるようになった。

まず、1991年3月26日参議院内閣委員会において、シベリア抑留問題について、次のような高島有終外務大臣官房審議官答弁が行われた。

「…日ソ共同宣言第6項におきます請求権の放棄という点は、国家自身の請求権及び国家が自動的に持つておると考えられます外交保護権の放棄ということでございます。したがって、御指摘のように我が国国民個人からソ連またはその国民に対する請求権までも放棄したのではないというふうに考えております。

…個人が請求権を行使するというところでございますならば、それはあくまでソ連の国内法上の制度に従った請求権を行使する、こういうことにならざるを得ないと考えます。」

上記の答弁は事実上「外交保護権を放棄した以上政府は何もできない、ソ連に賠償を請求したければソ連で裁判をすればよい。」というシベリア抑留被害者を突き放した趣旨の答弁であった。しかし、続いて同年8月27日の参議院予算委員会において、まさに日本の国内法の手続に従って訴訟を提起している韓国人被害者についての質問を受けると、前記の日ソ共同宣言に関する答弁と矛盾する釈にもいかず、

¹⁰ 大阪地裁1991年1月31日判決(昭和64年第一審判決、判タ901号84頁) 東京地裁1992年8月13日判決(藤石一・石成恵一審判決、判タ855号161頁) 等参照

¹¹ 東京高裁1998年9月29日判決(判時1689号35頁)。本件原告及び研究者の大韓民国外務部に対する国会及びこれに対する大韓民国外務部の回答書を基に韓国政府の解釈について事実認定している。(この点は本件の担当弁護士である在岡秀和弁護士のご指示による)

において国側が日韓請求権協定に関する主張をしたが、それは在日韓国人戦傷者の年金請求権は日韓請求権協定の対象から除外されたのではないとの趣旨の主張であり、そのことよって原告の請求権が消滅又は行使不能になったとの抗弁として主張されたのではない。そして、その際に日韓請求権協定の対象から除外されたことの意味について国は「韓国政府が外交保護権を放棄した」ものであると明言しているのである。¹⁴

5 日本政府の解釈の大転換

ところが、時効や国家無答責等の争点について企業や国に対して不利な判断をする裁判例が現れはじめ、アメリカのカリフォルニア州が韓国の強制動員被害者の日本企業に対する訴訟の管轄を認めると、この訴訟に対する 2000 年 10 月の日本政府意見書¹⁵を契機として日本政府は解釈を変更し、韓国人被害者を含むあらゆる戦後補償訴訟において、条約（サンフランシスコ平和条約、日韓請求権協定、日中共同声明）により解決済みの主張を行うようになった。当初は、ある訴訟においては実体的権利が消滅したと主張し、他の訴訟においては訴訟による請求が不可能になった主張するなど、「解決済み」の法的説明は各訴訟において微妙に異なっていた。¹⁶

しかし、いずれにせよ、日本人被害者から補償請求を受けていた局面では「条約により放棄したのは外交保護権にすぎず、被害者は加害国の国内手続により請求する道が残っているので日本国には補償責任がない」と主張し、外国人被害者から賠償請求を受けると「条約により日本の国内手続で請求することは不可能になったので日本国には賠償責任がない」と主張を翻したのである。国は訴訟の中で、請求権放棄条項により解決済との新主張は従前の主張と矛盾するものではないと説明し、国会でも海老原条約局長が同旨の答弁をしている（2001 年 3 月 22 日参議院外交防衛委員会）。しかし、1990 年から 10 年間にわたり請求権放棄の抗弁を主張しなかったという事実、前記の在日韓国人戦傷者の障害年金請求訴訟において、在日韓国人戦傷者の障害年金請求権は日韓請求権協定の適用対象であるとしながら、その効果は外交保護権の放棄であると明言し、裁判上の請求が不可能になったとの抗弁として主張しなかった事実等からみて、明らかに従来の主張を翻した「二枚舌」であった。

6 国の新主張に対する下級裁判所の判断

¹⁴ 前出大阪地裁 1991 年 1 月 31 日判決、東京地裁 1992 年 8 月 13 日判決

¹⁵ 2000 年 11 月 17 日付「サンフランシスコ平和条約の非締結国の国民による日本企業に対する訴訟に関する日本政府の見解」（英文） 請求権放棄条項の法的意味についての日及はなく、外交交渉と 2 国間条約により解決または排除されつつある問題であるとして、合衆国裁判所の管轄に反対する趣旨である。

¹⁶ 例えば関釜裁判所訴訟(2000 年 11 月 2 日付地裁審判)では「日韓請求権協定によつて放棄されたのは外交保護権だが、韓国人の「請求権」は外交保護権によつてしか実現しない権利なので、もはや請求が容れられる余地はない」、芦島丸訴訟(新華(2001 年 10 月 23 日付地裁審判)では「韓国民の「財産、権利及び利益」は日本の国内法（損害法）によつて消滅させられ、『請求権』は日韓請求権協定の直接適用により消滅した。」と主張した。

(1) サンフランシスコ平和条約について

オランダ人元捕虜を原告とする訴訟において東京高裁 2001 年 10 月 11 日判決(判タ 1072 号 88 頁、判時 1769 号 61 頁)は国の新主張をそのまま受け容れた。ただし、同判決はサンフランシスコ平和条約締結過程においてオランダ代表と日本代表の間に条約の私権に対する効果について非公開の交渉があったことを理由として国の新主張を認めたものである。したがって、この交渉の存在自体を知らなかった他の締約国や条約に参加していない中国や韓国のケースに直ちに適用できる理由づけではなかった。

(2) 日韓請求権協定について

韓国人被害者に関する訴訟では国の新主張に対する下級審の判断は三審に分かれた。

広島高裁 2001 年 3 月 29 日判決（関釜裁判、判タ 1081 号 91 頁、判時 1159 号 42 頁）は一番の一部認容判決を取り消した判決であったが、この争点については国の新主張を完全に否定し、被害者個人が財産権措置法により消滅したものを除く実体的権利を行使することは外交保護権の存否にかかわらず許容され、当該請求権についての法学的根拠の有無は当該受審裁判所において個別具体的に判断すべきであるとした。

東京高裁 2003 年 7 月 22 日判決（アジア太平洋戦争韓国人犠牲者訴訟、判時 1849 号 82 頁）、広島高裁 2005 年 1 月 19 日判決（三菱広島元被用工被爆者訴訟、判タ 1217 号 187 頁、判時 1903 号 23 頁）、東京地裁 2006 年 5 月 25 日判決（韓国人元軍人軍属韓国合祀禁止等訴訟、判タ 1212 号 189 頁）は国の主張を容認して日韓請求権協定の「財産・権利及び利益」を拡張し、従来「請求権」として財産権措置法の対象外とされていた慰謝料請求権まで「財産・権利及び利益」であり財産権措置法で消滅したとした。このような解釈は国に好都合ではあるが、在日韓国人の問題について韓国政府と対立しつつ「請求権」を広く解してきた日本政府の解釈と明らかに矛盾するものであり、日本政府としては採用困難な解釈であった。

2005 年 2 月 24 日名古屋地裁判決（三菱名古屋朝鮮女子勤労挺身隊訴訟、判タ 1210 号 186 頁、判時 1931 号 70 頁）は国の新主張をほぼそのまま受け容れ、慰謝料は「請求権」であつて財産権措置法では消滅していないという従来の解釈を維持しつつ、日韓請求権協定により「請求権」についても主張できなくなったとした。

上記のうち関釜裁判は 2003 年 3 月 25 日に一番原告側上告が形式的理由で棄却され、最高裁が国の新主張について判断することはなかった。アジア太平洋戦争韓国人犠牲者訴訟も広島高裁 2004 年 11 月 29 日判決によって一番原告側上告が棄却されたが、最高裁は財産権措置法の合憲性を判示したのみで、日韓請求権協定の効果や「財産・権利及び利益」と「請求権」の異同の問題については判断しなかった。

その他の事件が高裁・最高裁係属中に中国人被害者に関する後記の 2007 年 4 月

27 日最高裁判決が行われ、結局国の新主張に対する最高裁の判断は中国人被害者の事件で示されることになった。

(3) 日中共同声明について

当時中国人被害者の多数の事件が係属中であったが、中国はサンフランシスコ平和条約に参加していないばかりか、1972 年の日中共同声明第 5 条は「中華人民共和国政府は、中日両国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。」との文面であり、「放棄する」に対応する主語は「中華人民共和国政府」であって「中国国民」ではなく、従前これがサンフランシスコ平和条約や日韓請求権協定と同じ趣旨の請求権放棄事項であるとは理解されていなかった。そこで国は、1982 年に台湾の中華民国政府と締結した日華平和条約により中国人被害者の請求権は放棄されたと主張した。同条約第 11 条に「この条約及びこれを補足する文書に列載の定がある場合を除く外、日本国と中華民国との間に戦争状態の存在の結果として生じた問題は、サン・フランシスコ条約の相当規定に従って解決するものとする」との条項があり、日華平和条約もサンフランシスコ平和条約第 14 条(b)の請求権放棄条項を受け継いだというのである。しかし仮に日華平和条約がサンフランシスコ平和条約の請求権放棄条項を受け継いだとしても、日華平和条約には適用範囲について「中華民国政府の支配下に現にあり、又は今後入るすべての領域に適用がある」との交換公文があり、中国大陸に継続して居住してきた被害者らに適用される余地はないはずである。これに対し国は「請求権の放棄は戦争終結に伴うものであり、戦争終結は国家として行う一度限りの処分行為であるから、交換公文にかかわりなく、国家としての中国に属するすべての原告に適用がある」という厳格な理論を編み出してサンフランシスコ平和条約と中国人原告を結び付けようとしたのである。¹⁷しかし、いかにも牽強附会なこの理論は裁判所の受け入れるところとならず、これを否定する下級審判決が続出した。¹⁸その中で唯一東京高裁 2005 年 3 月 18 日判決（中国人「慰安婦」二次訴訟）のみが、国の主張を超えて日中共同声明により個人の実体的権利も消滅したと判示した。

7 2007 年 4 月 27 日最高裁判決

2007 年 4 月 27 日、最高裁の第 1、第 2 小法廷は前記の中国人「慰安婦」事件と西松建設中国人強制連行・強制労働訴訟について同時にほとんど同文の判決を出し、日

中共同声明により原告らの請求権は行使できなくなったとして被害者らの請求を棄却した（2007 年 4 月 27 日最高裁判決、判タ 1240 号 121 頁、判時 1769 号 28 頁）。

ただし最高裁は、交換公文の存在する日華平和条約が中国大陸在住の原告らには適用されるかについては疑問があるとして、国の主張する日華平和条約により請求権が放棄されたという法律構成は認めず、独自の「サンフランシスコ平和条約の枠組み」論を展開した。これは、個人の請求権について事後的個別的な民事裁判上の権利行使をもって解決するという処理にゆだねたならば、将来どちらの国家又は国民に対して平和条約締結時には予測困難な過大な負担を負わせ混乱を生じさせることとなるおそれがあり、平和条約の目的達成の妨げとなるので、個人の請求権について民事裁判上の権利行使することはできないことにするというのが「サンフランシスコ平和条約の枠組み」であり、日中共同声明もこの枠組みの中にあるため、同声明で中国は中国国民個人の請求権をも放棄したというものである。

しかし、サンフランシスコ平和条約には「個人の請求権について民事裁判上の権利行使することはできないことにする」などという文言は存在せず、同判決はこの「枠組み」を立法者（締結者）意思解釈として導いている。「個人の請求権について民事裁判上の権利行使することはできないものとする」という「枠組み」の成立についてこの判決が提示する唯一の事実的根拠は前述したオランダ代表と日本代表の非公開交渉及びその決着の経緯である。

この非公開交渉の経緯は次のとおりである。

①オランダ代表が平和条約はオランダ国民の私権を消滅させるものではなく、オランダ国民は日本国又は国民を訴求することができるがオランダ政府はこれに関与できなくなるに過ぎないことの確認を求め、

②これに対し、日本政府は「この条約によりオランダ国民の日本国及び日本国民に対する債権は消滅しないが、日本政府又は日本国民に対して追及してくることができなくなる」との見解を述べ、

③アメリカのダレス代表が「救済なき権利が、よくあることだ」と日本政府の見解に賛同したが、

④オランダ政府は日本政府の上記見解に同意せず、

⑤交渉の末、オランダ代表が職場においてインドネシアで日本軍に抑留された一般文民に対する補償について希望を述べ、日本代表は②の見解を述べるとともにオランダ代表の要望した問題を認めその解決をはかることとなった。¹⁹

おそらく「枠組み」論は上記②の日本代表の見解に発想を得たものであるが、この日蘭交渉の決着はいわゆる「玉虫色」の政治的処理であり、②の見解についてオラ

¹⁹ 東京高裁 2001 年 10 月 11 日判決（判タ 1072 号 88 頁、判時 1769 号 61 頁）

¹⁷ 日華平和条約により中国人被害者の請求権が放棄されたとの国の主張の大半は浅田正彦「日華平和条約と国際法」（法学雑誌 147 巻 4 号～166 巻 2 号）に依拠している。この論文は、中国という国家との間の戦争終結と賠償問題は性質上交換公文の適用を受けず、日華平和条約により解決し、日中共同声明で中華人民共和国がこれを否認したことにより中華人民共和国政府への対抗力を得たとの趣旨である。
¹⁸ 福岡地裁 2002 年 4 月 26 日判決（中国人強制連行福岡一審訴訟、判タ 1098 号 267 頁、判時 1809 号 111 頁）、名古屋地裁 2003 年 4 月 24 日判決（山西省性暴力被害者訴訟、判タ 1127 号 281 頁、判時 1823 号 61 頁）、新潟地裁 2004 年 3 月 6 日判決（中国人強制連行新潟訴訟）、東京高裁 2004 年 12 月 16 日判決（中国人「慰安婦」一審訴訟）

ンダ代表と合意したものでなく、まして非公開交渉の存在を知らなかったその他の締約国との合意ではない。しかも②の見解を述べたという日本政府は、前述のように1960年代前半の原爆裁判では国家が外国との条約によってどういう約束をしようとそれによって個人の請求権には影響が及ばないと主張し、1991年にはシベリア抑留者個人の請求権についてソ連で民事裁判上の請求が可能であることを前提とした国会答弁を行い、さらに1992年には日韓請求権協定について、慰謝料請求等の請求に実体的な根拠があるか否かは裁判所が判断すると答弁し、1990年代の在日韓国人戦傷者の障害年金請求訴訟では、在日韓国人の障害年金請求権が日韓請求権協定の対象であるとしながら、それを請求棄却の理由としては主張せず、韓国人被害者を原告とする数多くの訴訟において2000年までは一回も日韓請求権協定を根拠に(「請求権」について)請求棄却を求めたことがないのである。そうすると、国自身がサンフランシスコ平和条約が「個人の請求権について民事裁判上の権利行使することはできないことにする」趣旨のものであると理解してこなかったことは明白であり、この本判決の立法者(締結者)意思解釈は歴史的事実に反するフィクションに過ぎないものである。

以上のように、この判決のいう「枠組み」について締結国間の合意があったとはとうてい言い得ないが、仮にこれがあったとしても、それをサンフランシスコ平和条約に参加していない中国や韓国の被害者に適用することは更に説明困難である。この判決は国の主張やそれが依拠した学説²⁰の日華平和条約を媒介とする牽強付会な法律構成を交換公文の存在などを理由に否定した。しかし、この判決はそれに代わる法律構成を提示できなかった。この判決が「枠組み」をサンフランシスコ平和条約締結国以外に適用する理由を説いた部分は次のとおりである。

「この枠組みは、連合国48か国との間で締結されこれによって日本国が独立を回復したというサンフランシスコ平和条約の重要性にかんがみ、日本国がサンフランシスコ平和条約の当事国以外の国や地域との間で平和条約等を締結して戦後処理をするに当たっても、その枠組みとなるべきものであった」

つまり、日蘭非公開交渉の際の日本代表意見に端を発する「枠組み」がサンフランシスコ平和条約締結国のみならず、非締結国にもその効果が及び、後に締結した二国間条約の内容を拘束し、数千万の戦争被害者から民事訴訟による解決権能を奪うという法的効果を有することの理由は「サンフランシスコ平和条約は重要だから」としか述べられていないのである。これは、とうてい「法律構成」と呼べるものではない。この判決は法的説明を放棄したものというほかはない。

しかし、原告らの請求を棄却するという前提に立って裁判所がその理由づけを考えを行ったとすれば、この判決の文脈は非常に理解しやすい。当時、原告らの請求を棄

却する理由づけとして有り得たのは国家無答責、時効・除斥期間、請求権放棄であった。このうち国家は不法行為について賠償責任を負わないという国家無答責は大日本帝国憲法下の解釈理論であり、それを現憲法下で継承することに無理がある上、国家無答責では企業に対する請求を棄却できない。時効・除斥期間の信義則による適用除外を狭く解釈すれば原告らの請求を容易に棄却することができるが、戦後補償以外の案件も時効・除斥期間で棄却せざるをえなくなり、裁判所の裁量権を狭める結果となる。その点請求権放棄を理由とすれば戦後補償以外の案件に影響をあたえず、国に対する請求も企業に対する請求も棄却することができる。しかし、請求権放棄条項についての国の以前の解釈(外交保護権放棄説)と矛盾する点、日中共同声明が文言上中国国民の請求権を放棄したものと読めないことなどの問題点がある。このような苦心の末、全ての外国人戦争被害者の請求を棄却することができ、国の従前の見解とできるだけ矛盾せず、他の事件の処理に影響を与えない理由づけとして生み出されたのがこの判決の論理なのである。²¹このような論理を作出するためには法的説明を放棄するしかなかったのである。

ともあれ、上記の最高裁判決以降、中国人被害者を原告とする全ての訴訟は日中共同声明を理由に棄却されることになった。²²そして、文言上「国民が」放棄したと記載されていない日中共同声明によって中国国民の請求権が行使できなくなったとする以上、「国民の」の文言のある日韓請求権協定によって韓国国民の請求権が行使できなくなったとするのが当然の論理的帰結であった。そのため、財産権措置法によっては消滅しなかった韓国人被害者の「請求権」も日韓請求権協定により裁判上の請求ができなくなったとして請求が棄却されることになった。²³こうして日本の法廷で外国人戦争被害者の権利回復を実現することは不可能になったのである。

ただし、この最高裁判決は国の従前の解釈との矛盾をできるだけ軽減するため、「ここでいう請求権の『放棄』とは、請求権を実体的に消滅させることまでを意味するものではなく、当該請求権に基づいて裁判上訴求する権能を失わせるにとどまるものと解するのが相当である。したがって個別具体的な請求権について、その内容等に

²¹ 最高裁判官や東京地方裁判所裁判官を歴任したのちに退官した瀬木比呂志が2014年に公にした「絶望の裁判所」に、「東京地裁の多数の部で審理が行われている同種憲法訴訟について」、「裁判長たちが秘密裏に継続的な会合をもち、却下ないし棄却を暗黙の前提として審理の進め方等について相談を行った」との記載がある。著者の東京地裁在任期間などからみて見てここにいる「同種憲法訴訟」とは2000年代の中国人被害者による戦後補償訴訟であったと思われる。推測ではあるが、「国家無答責」「時効・除斥期間」「請求権放棄」の三論点のうちどれによって棄却するかについて相談をしたのではなかろうか。

²² 札幌高裁2007年6月28日判決(中国人強制連行北海道訴訟)、前橋地裁2007年8月29日判決・東京高裁2010年2月17日判決(いずれも中国人強制連行群馬訴訟)、山形地裁2008年2月12日判決・仙台高裁2009年11月20日判決(いずれも中国人強制連行山形訴訟)、東京高裁2009年3月26日判決(海南島性暴力訴訟)、金沢地裁2008年10月31日判決・名古屋高裁金沢支部2010年3月10日判決(いずれも中国人強制連行七尾訴訟)、福岡高裁宮崎支部2009年3月27日判決(中国人強制連行宮崎訴訟)、東京地裁2015年2月26日判決(重慶大爆撃被害者訴訟)

²³ 名古屋高裁2007年5月31日判決(三菱名古屋朝鮮女子勤労挺身隊訴訟、判タ1210号186頁)、判時1894号44頁)、富山地裁2007年9月19日判決・名古屋高裁金沢支部2010年3月8日判決(いずれも不逞勤労挺身隊二次訴訟)

かんがみ、債務者側において任意の自発的な対応をすることは妨げられない。」と判示した。「サンフランシスコ平和条約の枠組み」の効果は個別的な民事裁判上の権利行使を許さないことにとどまり、個人の実体的な請求権は存続しているというのである。²⁴上記最高裁判決の当事者であった元原告らはこの判決を手掛かりとして西松建設と和解を成立させた。²⁵

8 現在の日本政府の解釈

上記の最高裁判決後も日本政府は「日韓請求権協定により解決済み」との政治的発言を繰り返している。しかし政府は憲法上当然に最高裁の判断に拘束されるのであり、実際に最高裁判決後の韓国国民に関する訴訟においても国は裁判上の権能が失われたという最高裁判決の論理を援用している。

例えば不二越二次訴訟一審において国は次のように主張している。

「原告らが上記各請求権に基づく請求をしても、日本国及びその国民はこれに応ずる法的義務はない。ここで、法的義務がないというのは国内法的に消滅したという意味ではなく、韓国国民が「請求権」をどのように法的に構成して、日本国及びその国民にたいして請求しても、日本国及びその国民は、これに応ずる法的義務がないという意味である。」²⁶

したがって繰り返される政治的発言にもかかわらず日本政府も法律解釈としては被害者の実体的権利の存在は認めていることになる。そうすると、現在の日本政府の日韓請求権協定解釈は下記の通りである。

ア 「財産・権利・利益」は財産権措置法で消滅した。

イ 「請求権」は実体的権利としては消滅していないが、請求権協定により裁判上訴求する権能が失われ、韓国政府は外交保護権を放棄した。

第2 韓国政府の解釈の変遷

一方、韓国政府の日韓請求権協定解釈も下記のように変遷した。

1 ～1980年代

日韓請求権協定締結の交渉過程において1952年に韓国側から八項目の対日請求要綱が提出されたが、それには「被徴用韓人未収金」が含まれていた。また、日本が被

²⁴ 一種の付言判決であるが、これは単なる附言以上の効果をもたらすことになる。例えば、上場企業が被害者からの損害賠償請求に自主的に応じたとしても、実体的権利が存在する以上、請求に応じた取締役は株主から買収追及を免れることになる。

²⁵ 東京街報 2009年10月23日型決和解 和解条項において本最高裁判決を引用した上で、西松建設が「深甚なる謝罪の意を表明」し、360人の犠牲者への補償、記念碑建立、慰霊事業等の費用として2億5000万円を事業主体である自由人権協会に信託した。

²⁶ 富山地裁 2007年9月19日判決

害者個人に対して直接に個人補償すると提案したのに対して、韓国側は日本政府から補償金をまとめて受取り、それを韓国国民被害者に渡すという方法を主張したという²⁷。そして、日韓請求権協定合意議事録は次のように規定している。

「同条1にいう完全かつ最終的に解決されたこととなる両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題には、日韓会談において韓国側から提出された『韓国の対日請求要綱』（いわゆる八項目）の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって、同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなされないこととなることが確認された。」

また、請求権協定締結の翌年の1966年に韓国で制定された「請求権資金の運用及び管理に関する法律」第5条第1項は次のように規定した。

「大韓民国国民が有する1945年8月15日以前までの日本国に対する民間請求権はこの法に定める請求権資金の中から補償しなければならない。」

そして1971年の「対日民間請求権申告に関する法律」と1974年の「対日民間請求権補償に関する法律」によって、被徴用死亡者の遺族に対して死亡者一人当たり30万ウォン（約19万円）の補償金が支払われた。²⁸

これらの施策の実行過程で、特に被害者の実体的権利と外交保護権の関係が論じられた形跡は見えない。1990代までに政府による補償の範囲についていくつかの訴訟が提起されているが、それらのなかで、請求権協定は韓国政府の外交保護権の放棄を意味するに過ぎず個人の日本国に対する実体的請求権が存続するとの趣旨の主張が政府側から行われた事実も見いだせない。²⁹したがって、請求権協定により実体的権利が消滅したことを前提とする理解の下に施策が進められたものと考えられる。

また、1980年代にはBC級戦犯問題、請求権協定2条2項で規定された在日韓国人の個人請求権などが未解決であるとの国会答弁があり、裏返せば、韓国政府はその他の個人請求権は請求権協定で解決済み（実体的権利の消滅）と理解していたと思われる。したがって、この時期までは加害国の日本政府は被害者の実体的権利は

²⁷ 高崎宗司「検証日韓会談」109頁。ただし、同書でも指摘しているように、個人補償をするとの日本政府の提案が詰まらなものであったとは考えられない。その後日韓請求権協定の適用を受けない在日韓国・朝鮮人戦争被害者への補償は放置され、「平和条約締結後戦没者遺族に対する弔慰金等支給法」により戦没者・重度戦傷者に日本人被害者と比較して著しく少額の弔慰金等を支給することにしたのは日韓請求権協定締結35年後の2000年のことであったことからみても、このことは明らかである。

²⁸ これらの施策は、対象者を被徴用死亡者に限定したこと、補償金額が少額であったこと、申告期間が短く申告漏れが非常に多かったことなどから、被害者の中に大きな不満を残す結果となった。

²⁹ 大法院 1970年11月30日判決、同 1970年12月22日判決、憲法裁判所 1996年10月4日決定、同 1996年10月31日決定、同 1996年11月28日決定、同 1999年7月23日決定、同 2000年3月30日決定

消滅していないと解釈し、被害国の韓国政府は消滅したと解釈していたことになり、両国の日韓請求権協定解釈は「ねじれて」いたことになる。

2 1990年代～2005年

上記の「ねじれ」がいつ解消されたのか明らかではない。報道によれば1997年の金大中政権の発足直後に外務部長官が日本軍「慰安婦」被害者に対する個人賠償を求める発言をしており、2000年10月9日には「両国政府の間では請求権問題は解決したが、請求権協定は個人請求権の訴訟などの裁判を提起する権利には影響を及ぼさない」旨の外交通商部長官答弁が行われ、遅くともこの時点までに韓国政府は日韓請求権協定で放棄されたのは外交保護権であると解釈を変更していたことが示されている。

3 民間共同委員会見解

前記のように「財産・権利・利益」と「請求権」を区別したのは、あくまでも日本独自の解釈とそれにもとづいて制定された国内法の問題に過ぎない。韓国では上記を包括して「個人請求権」又は「民間請求権」と称し、請求権協定の締結過程で何が論議されたかという立法意思解釈に重点が置いた議論が行われてきた。

このような立場からは、請求権協定締結の経緯を明らかにすることが不可欠である。そのために日本軍「慰安婦」被害者、強制動員被害者、原爆被爆者らが日韓会談関連文書の公開を韓国政府に求めたが、政府はこれを拒否した。そこで被害者らは2002年10月に韓国政府に対して文書公開拒否処分取消訴訟を提起し、2004年2月に一審で勝訴判決を得た。³⁰これに対して韓国政府（盧武鉉政権）は控訴を取り下げ、記録を開示した。更にこれにともなう後続措置を協議する民間共同委員会を開催し、2005年8月26日に下記の見解が示された。民間共同委員会の共同代表は当時の首相であり、この見解は今日に至る韓国政府の日韓請求権協定の公式解釈である。³¹

「○韓日請求権協定は基本的に日本の植民地支配賠償を請求するためのものではなく、サンフランシスコ条約第4条に基づく韓日両国間の財政的・民事的債権債務関係を解決するためのものであった。

○日本軍慰安婦問題等、日本政府・軍・国家権力が関与した反人道的不法行為については、請求権協定により解決されたこととはできず、日本政府の法的責任が残っている。

・サハリン問題、原爆被害者問題も韓日請求権協定の対象に含まれていない。」

³⁰ ソウル行政裁判所 2004年2月13日判決

³¹ 原文は「(国防政策戦略資料)、日本清談は日弁連ホームページ「戦後補償のために日韓共同資料室」

これは、サハリン残留韓国人、原爆被爆者問題は請求権協定締結に至る協議の対象とされていないゆえに請求権協定の解決には含まれず、「日本軍慰安婦問題等…反人道的不法行為」は協議の対象とされていないことに加え、人道に反する罪に該当する犯罪行為による被害に対する損害賠償であるという性格上当然に請求権協定の対象には含まれず、いずれも外交保護権も放棄されていないという趣旨であると理解することができる。³²

この見解では強制動員問題が日韓請求権協定の法的効力範囲に含まれるか否かについては明記されなかった。ただ、無償9億ドルの経済協力資金には「強制動員問題解決の性格の資金」等が包括的に勘案されており、韓国政府は「受領した無償資金中から相当金額を強制動員被害者の救済に使用すべき道義的責任がある」と記載されている。この記載の意味するところは必ずしも明らかではないが、一般的には日韓請求権協定の交渉過程で課題となっていた強制動員問題は日韓請求権協定の範囲内（外交保護権を放棄した）との趣旨であると理解されていた。³³

4 大法院判決

広島の三菱重工、大阪の日本製鐵に強制動員された元被徴用労働者らは日本の裁判所で国と企業に対して損害賠償と未払資金を請求して提訴し、最高裁での敗訴確定の前後に韓国の裁判所で日本企業に対して日本での訴訟と同じ趣旨の提訴をした。これに対して韓国の下級審は、時効、戦前の三菱・日本製鐵と現在の三菱・新日鉄との法人格の同一性否定、日本判決の既判力などを理由に被害者らの請求を棄却した。³⁴しかし、大法院 2012年5月24日判決は上記の下級審判断をことごとく覆し、事件を原審（ソウル高等法院、釜山高等法院）に差し戻した。³⁵

この判決の理由中、日韓請求権協定の適用範囲についての判断を示した部分は次の通りである。

³² 本見解にも関わらず韓国政府がその後日本政府に対して日韓請求権協定第3条の定める紛争解決（外交上の経路）及び「仲裁委員会」による解決）に乗り出さないのは逆意であるとして元日本軍「慰安婦」被害者らが憲法裁判所に憲法訴訟を提起し、釜山裁判所は2011年8月30日決定において違憲決定を行った。この決定は着目していた日本軍「慰安婦」問題の流動化に大きな役割を果たしたが、請求人も韓国政府も民間共同委員会見解を前提としており、日韓請求権協定について新たな解釈を付け加えるものではなかった。

³³ 「日帝下日本正統交通に対する生活安定支援法」（1998年）、「太平洋戦争前後海外強制動員犠牲者等支援に関する法律」（2007年）「対日戦争所強制動員被害者調査及び国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法」（2011年）、光州市、全羅南道、ソウル市、京畿道の勤労挺身隊被害者支援条例（2013年）、京畿道は未施行）など、強制動員被害者等に慰労金や生活安定資金を支給するための法律や条例が制定されたが、これらには「人道的見地から」などの文言が挿入され、日韓請求権協定によって日本政府から修得した補償責任を果たす趣旨ではないことが明らかにされている。

³⁴ 釜山地方法院 2007年2月2日判決、釜山高等法院 2009年2月3日判決、ソウル高等法院 2009年7月16日判決等

³⁵ 新日鉄（現新日鉄住金）事件控訴審ではソウル高等法院 2013年7月10日判決で被害者一人当たり・慰労金、三菱事件では釜山高等法院 7月30日判決で被害者一人当たり8000万ウォンの賠償が認められ、両事件とも一審被告側が上告し、大法院に再び係属中である。

「請求権協定は日本の植民支配賠償を請求するためのものではなく、サンフランシスコ条約第4条に基づき韓日両国間の財政的・民事的債権債務関係を政治的合意により解決するためのものであり、請求権協定第1条により日本政府が大韓民国政府に支給した経済協力資金は第2条による権利問題の解決と法的対価関係があるとはみられない点、請求権協定の交渉過程で日本政府は植民支配の不法性を認めないまま、強制動員被害の法的賠償を根本的に否定し、このため韓日両国政府は日帝の韓半島支配の性格について合意に至ることができなかったが、このような状況で日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権が請求権協定の適用対象に含まれていたとは解しがたい点等に照らしてみると、原告らの損害賠償請求権については、請求権協定で個人請求権が消滅しなかったのはもちろん、大韓民国の外交的保護権も放棄しなかったと解するのが相当である。」

このように、「反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権」は日韓請求権協定の適用対象ではなく、外交保護権も放棄していないという判断を示したが、大法院判決はこの判断を民官共同委員会見解の解釈の形で提示している。すなわち、民官共同委員会見解が日韓請求権協定の対象外であるとした「日本軍慰安婦問題等、日本政府・軍・国家権力が関与した反人道的不法行為」とは「日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民地支配に直結した不法行為」を意味するものであり、「植民地支配に直結した不法行為」である強制動員の被害者の請求権も日韓請求権協定の範囲外であるというのである。しかし、実質的には民官共同委員会見解の「日本軍慰安婦問題等…反人道的不法行為」を大法院が「植民地支配に直結した不法行為」にまで拡張した新判断であり、一国の最高司法機関が「戦争責任」をこえて「植民地責任」を指摘した稀有の例であり、2001年のダーバン会議で示された「植民地責任」追及の国際的潮流を推し進める意義があるものというべきである。ただし、「植民地支配に直結した」と言っても、その範囲は一義的に明らかではなく、今後法的な議論の深化が必要である。

また、大法院判決はこの部分で、「予備的理由」を示している。すなわち、仮に原告らの請求権が請求権協定の適用対象に含まれるとしても（強制動員被害は「反人道的不法行為」等に含まれないとしても）、それは韓国の外交保護権が放棄されたにとどまり、個人請求権は消滅していないというのである。

大法院があえてこのような「予備的理由」を示したのは、三権分立に配慮し、強制動員問題についての外交保護権を放棄したのか否かについての最終判断を行政府（韓国政府）に委ねる趣旨であろうと考えられる。

6 現在の韓国政府の見解

大法院判決の趣旨に対して、韓国政府がいかなる立場に立つのか現在のところ不明である。³⁶

大法院判決の立場を受け入れるのであれば、日本軍「慰安婦」問題も強制動員問題も日韓請求権協定の対象外であり、被害者個人の権利が存在しているだけでなく、韓国の外交保護権も放棄されていないという解釈をとっていることになる。

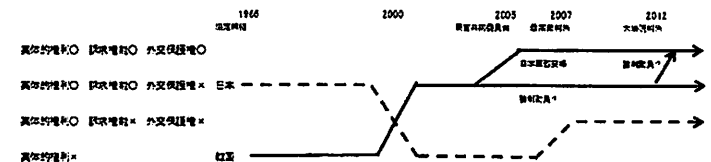
大法院判決の予備的理由の立場に立つのであれば、強制動員問題については日韓請求権協定の対象であり、被害者個人の権利は存続しているが、韓国の外交保護権は放棄されたという解釈をとっていることになる。

第3 まとめ

1 上記のように、日韓両国政府の日韓請求権協定解釈は著しく変遷してきた。日本政府のそれは、日本国民の補償請求を懸念する時期は「外交保護権放棄論」、外国の被害者からの賠償請求を受けてから10年間の遡巡期間を経て「権利消滅論」又は「裁判による訴求権能消滅論」へと180度転換したものであり、日本政府の責任を回避するための意図的な変遷であった。

韓国政府は軍事政権から金泳三政権までは日本政府と被害者に挟まれながら動揺し、その後徐々に被害者の声に押されて被害者の権利を拡大する方向に変遷してきたといえることができる。

図1 日韓両国政府の解釈変遷模式図



2 現在の日韓両政府の日韓請求権協定解釈の比較

ところで、現在の両国政府（及び両国の司法府）の解釈では、日本軍「慰安婦」問題及び強制動員問題について、日韓請求権協定によって被害者個人の賠償請求権（実体的権利）が消滅したものではないということについては完全に一致している。

そうすると、争点は外交保護権の放棄の有無と裁判上訴求する権能の有無の二点である。

³⁶ 「慰安婦問題」「歴史問題」の解決を日本政府に求める韓国政府、大統領の発言は報じられるが、「強制動員問題」と特定した発言は報じられていないようである。

このうち、裁判上の訴求権能についてはすでに日本の裁判所による解決の可能性は消滅しており、過去の争点である。³⁷したがって、争点は外交保護権の有無に絞られていることになる。しかも、仮に韓国政府が大法院判決の予備的理由の立場（強制動員問題は日韓請求権協定の対象に含まれる）に立つとすると、強制動員問題については外交保護権の有無という最後の争点も存在しないことになる。また、外交保護権の放棄の有無は外交交渉の場では重大な争点であり、協定第3条に定められた手続によって解決していくべきであるが、被害者個人と企業・国との間の交渉等においては直接関係のない問題である。

図2 日韓請求権協定をめぐる日韓政府解釈の相違

（日本軍「慰安婦」問題、大法院判決の立場による強制動員問題）

	日本政府	韓国政府
被害者の実体的権利	○	○
外交保護権	×	○
裁判上の訴求権能	×	○

（大法院判決「予備的理由」の立場による強制動員問題）

	日本政府	韓国政府
被害者の実体的権利	○	○
外交保護権	×	×
裁判上の訴求権能	×	○

このように整理すると、日韓両国政府の日韓請求権協定解釈の対立は、実は一般に言われているほど大きなものではないことが分かる。仮に全て日本側の解釈に拠るとしても、韓国人被害者は「被害があっても裁判によって訴求することができず」「被害回復のために韓国政府の外交保護を受けることができない」人びとである。このような人びとに日本政府や日本企業が自発的に、又は被害者の裁判外の要求に応じ、謝罪し賠償することに法的・道義的に何の妨げもない。したがって、日韓請求権協定はいかなる意味でも被害者の権利回復の法的な障壁になっているわけではなく、日韓請求権協定による解決論は一種の「甘い迷れ」に過ぎない。日本政府と企業はこのような議論をやめ、被害の事実と誠実に向き合い、被害の回復（謝罪と賠償）の具体的方法を議論すべきである。

追記

2015 年末に日本軍「慰安婦」問題について日韓両国政府が合意し、韓国における

財団の創設、日本政府の 10 億円の拠出などによりこの問題は「最終的かつ不可逆的に」解決されたとの声明が発表された。合意のプロセスから被害者を完全に排除するなど多くの問題があり、とうてい被害者の納得する解決に導く合意とはいえないが、少なくとも日本政府がこのような措置をとることについて日韓請求権協定が何の障壁にもならないことを実証したものと言うことができる。最高裁判決の趣旨に従えば、韓国の日本軍「慰安婦」被害者に限らず、強制動員被害者や韓国以外の性暴力、強制連行被害者の実体的権利も消滅していないことは明らかであり、今後これらの被害者についても何らの措置がとられるべきである。

また、この「合意」は両国とも国会の批准を予定しない一種の行政協定である上、前出の韓国大法院判決が条約について「国家が条約を締結して外交的保護権を放棄するにとどまらず、国家とは別個の法人格を有する国民個人の同意なく国民の個人請求権を直接的に消滅させることができると解するのは近代法の原理と相いれない」と述べている以上、日本軍「慰安婦」被害者個人の賠償請求権（実体的権利）がこのような政府間の「合意」により消長を来すことはありえない。したがって、「最終的かつ不可逆的に解決」との文言は最大限に見ても韓国政府の外交保護権放棄を意味するに過ぎないことは明らかである。

³⁷ 最高裁判決の論理によれば、韓国の裁判所において訴求する権能も消滅したことになると思われるが、これが現実の争点になることは考えにくい。「慰安婦」問題について「解釈上の紛争は存在しない」として請求権協定3条の解決手続に入ることを回避している日本政府が、あえてこの問題を請求権協定3条の仲裁手続に付すことはありえない。

資料編

1 サンフランシスコ講和条約（抜粋）

第14条(b) この条約に別段の定がある場合を除き、連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとつた行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する。

第19条 (a) 日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存続したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、この条約の効力発生の前に日本国領域におけるいずれか連合国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄する。

2 大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定（条約第172号：1965年6月22日締結、1965年12月18日発効）。

第1条

1 日本国は、大韓民国に対し、

(a) 現在において千八十億日本円…に換算される三億アメリカ合衆国ドル…と同等の日本円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の用役を、この協定の効力発生の日から10年の期間にわたって無償で提供する。各年における生産物及び用役の供与は、現在において百八億日本円に換算される三千万アメリカ合衆国ドル…と同等の日本円の額を限度とし、各年における提供がこの額に達しなかったときは、その残額は、次年以降の提供額に加算される。ただし、各年の提供の限度額は、両締約国政府の合意により増額されることができる。

(b) 現在において七百二十億円…に換算される二億合衆国ドル…に等しい円の額に達するまでの長期低利の貸付けで、大韓民国政府が要請し、かつ、3の規定に基づいて締結される取極に従って決定される事業の実施に必要な日本国の生産物及び日本人の役務の大韓民国による調達に充てられるものをこの協定の効力発生の日から十年の期間にわたって行なうものとする。この貸付けは、日本国の海外経済協力基金により行なわれるものとし、日本国政府は、同基金がこの貸付けを各年において均等に行ないうるために必要とする資金を確保することができるよう、必要な措置を執るものとする。

前記の供与及び貸付けは、大韓民国の経済の発展に役立つものでなければならない。

2 両締約国政府は、この条の規定の実施に関する事項について勧告を行なう権限を有する両政府間の協議機関として、両政府の代表者で構成される合同委員会を設置する。

3 両締約国政府は、この条の規定の実施のため、必要な取極を締結するものとする。

第2条

1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

2 この条の規定は、次のもの（この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執った特別の措置の対象となったものを除く。）に影響を及ぼすものではない。

(a) 一方の締約国の国民で1947年8月15日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益

(b) 一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であって1945年8月15日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいつたもの

3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であってこの協定の署名の日到他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

第3条

1 この協定の解釈及び実施に関する両締約国の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

2 1の規定により解決することができなかつた紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から30日の期間内に各締約国政府が任命する各1人の仲裁委員と、こうして選定された2人の仲裁委員が当該期間の後の30日の期間内に合意する第3の仲裁委員又は当該期間内にその2人の仲裁委員が合意する第3国の政府が指名する第3の仲裁委員との3人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付託するものとする。ただし、第3の仲裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であってはならない。

3 いずれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第3の仲裁委員若しくは第3国について当該期間内に合意されなかつたときは、仲裁委員会は、両締約国政府のそれぞれが30日の期間内に選定する国の政府が指名する各1人の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第3国の政府が指名する第3の仲裁委員をもつて構成されるものとする。

4 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の決定に服するものとする。

第4条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

3 財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律（1965年12月17日法律第144号）

1 次に掲げる大韓民国又はその国民（法人を含む。以下同じ。）の財産権であって、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定〔昭和40年12月条約第27号〕（以下「協定」という。）第2条〔財産、権利及び利益並びに請求権に関する問題の解決〕3の財産、権利及び利益に該当するものは、次項の規定の適用があるものを除き、昭和40年6月22日において消滅したものとする。ただし、同日において第三者の権利（同条3の財産、権利及び利益に該当するものを除く。）の目的となっていたものは、その権利の行使に必要な限りにおいて消滅しないものとする。

一 日本国又はその国民に対する債権

二 担保権であって、日本国又はその国民の有する物（証券に化体される権利を含む。次項において同じ。）又は債権を目的とするもの

2 日本国又はその国民が昭和40年6月22日において保管する大韓民国又はその国民の物であって、協定第2条〔財産、権利及び利益並びに請求権に関する問題の解決〕3の財産、権利及び利益に該当するものは、同日においてその保管者に帰属したものとす。この場合において、株券の発行されていない株式については、その発行会社がその株券を保管するものとみなす。

3 大韓民国又はその国民の有する証券に化体される権利であって、協定第2条〔財産、権利及び利益並びに請求権に関する問題の解決〕3の財産、権利及び利益に該当するものについては、前2項の規定の適用があるものを除き、大韓民国又は同条3の規定に該当するその国民は、昭和40年6月22日以後その権利に基づく主張をすることができないこととなったものとする。

附則

この法律は、協定の効力発生の日〔昭和40年12月18日〕から施行する。

4 日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明（1972年9月29日）

「日本国内閣総理大臣田中角栄は、中華人民共和国國務院総理周恩來の招きにより、千

九百七十二年九月二十五日から九月三十日まで、中華人民共和國を訪問した。田中総理大臣には大平正芳外務大臣、二階堂進内閣官房長官その他の政府職員が随行した。

毛沢東主席は、九月二十七日に田中角栄総理大臣と会見した。双方は、真剣かつ友好的な話し合いを行った。

田中総理大臣及び大平外務大臣と周恩來総理及び姬鹏飞外交部長は、日中両国間の国交正常化問題をはじめとする両国間の諸問題及び双方が関心を有するその他の諸問題について、終始、友好的な雰囲気の中で真剣かつ率直に意見を交換し、次の両政府の共同声明を發出することに合意した。

日中両国は、一衣帯水の間にある隣国であり、長い伝統的友好の歴史を有する。両国国民は、両国間にこれまで存在していた不正常な状態に終止符を打つことを切望している。戦争状態の終結と日中国交の正常化という両国国民の願望の実現は、両国関係の歴史に新たな一頁を開くこととなる。

日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。また、日本側は、中華人民共和国政府が提起した「復交三原則」を十分理解する立場に立って国交正常化の実現をはかるという見解を再確認する。中国側は、これを歓迎するものである。

日中両国間には社会制度の相違があるにもかかわらず、両国は、平和友好関係を樹立すべきであり、また、樹立することが可能である。両国間の国交を正常化し、相互に善隣友好関係を発展させることは、両国国民の利益に合致するところであり、また、アジアにおける緊張緩和と世界の平和に貢献するものである。

（略）

五 中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。（以下略）

5 日本政府の見解（国会答弁）

○1991年3月26日参議院内閣委員会（シベリア抑留者のソ連に対する請求権問題）

「阪正敏議員 …条約上、国が放棄をしても個人がソ連政府に対して請求する権利はある、こういうふうに考えられますが、…本人または遺族の人が個々に賃金を請求する権利はある、こういうことでいいですか。

高島有終外務大臣官房審議官 私ども繰り返し申し上げております点は、日ソ共同宣言第六項におきます請求権の放棄という点は、国家自身の請求権及び国家が自動的に持つておると考えられております外交保護権の放棄ということでございます。したがって、御指摘のように我が国国民個人からソ連またはその国民に対する請求権までも放棄したものではないというふうに考えております。」

他方の締約国はいかなる主張もしないというふうな規定がございまして、これを受けてまして日本で法律をつくりまして、存在している実体的な権利を消滅させたわけでございますけれども、まさにこの法律が対象としておりますのは、既に実体的に存在しておる財産、権利及び利益だけである。…例えばAとBとの間に争いがある、AがBに侵された、したがってAがBに対して賠償しろと言っている、そういう間は、それはAのBに対する請求権であろうと思うのです。しかし、いよいよ裁判所に行くと、裁判所の判決として、やはりBはAに対して債務を背負っているという確定判決が出たときに、その請求権は初めて実体的な権利になる、こういう関係でございます。」

6 日本政府の見解（訴訟での主張）

○原爆訴訟東京地裁 1963 年 12 月 7 日判決で整理した国側主張（下級裁判所民事裁判例集 14 巻 2451 頁）

「対日平和条約第 19 条(a)の規定によって、日本国はその国民個人の米国及びトルーマンに対する損害賠償請求権を放棄したことにはならない。

(1) 国家が個人の国際法上の賠償請求権を基礎として外国と交渉するのは国家の権利であり、この権利が外国との合意によって放棄できることは疑いないが、個人がその本国政府を通じてこれとは独立して直接に賠償を求める権利は、国家の権利とは異なるから国家が外国との条約によってどういう約束をしようと、それによって直接これに影響は及ばない。

(2) 従って対日平和条約第 19 条 (a) について「日本国民の権利」は、国民自身の請求権を基礎とする日本国の賠償請求権、すなわちいわゆる外交保護権のみを指すものと解すべきである。…仮にこれ（個人の請求権）を含む趣旨であると解されるときも、それは放棄できないものを放棄したと配線しているにとどまり、国民自身の請求権はこれによって消滅しない。従って、仮に原告等に請求権があるものとすれば、対日平和条約により放棄されたものではないから、何ら原告等が権利を侵害されたことにはならない。」

○シベリア抑留訴訟における国側主張（国立国会図書館「調査と情報」230 号による）

「日ソ共同宣言 6 項 2 文により我が国が放棄した請求権は、我が国自身の有していた請求権及び外交的保護権であり、日本国民が個人として有する請求権を放棄したものではない。ここに外交保護権とは、自国民が外国の領域において外国の国際法違反により受けた損害について、国が相手国の責任を追及する国際法上の権利である。」

7 日本政府の見解（「外務省調査月報」1994 年度 No. 1）

「『国家が国民の請求権を放棄する』という文句の意味は、…国内法上の個人の請求権自体を放棄するものではなく、国際法上、国家が自国民の請求権につき国家として有する

○1991 年 8 月 27 日参議院予算委員会（日韓協定問題）

「政府委員（柳井俊二君） …先生御承知のとおり、いわゆる日韓請求権協定におきまして両国間の請求権の問題は最終かつ完全に解決したわけでございます。その意味するところでございますが、日韓両国間において存在しておりましたそれぞれの国民の請求権を含めて解決したということでございますけれども、これは日韓両国が国家として持つ外交保護権を相互に放棄したということでございます。したがって、いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものはございません。日韓両国間で政府としてこれを外交保護権の行使として取り上げることはできない、こういう意味でございます。」

○1992 年 2 月 26 日衆議院外務委員会（日韓協定問題）

「政府委員 …それで、さらばその個人のいわゆる請求権というものをどう処理したかということになりますが、この協定におきましてはいわゆる外交保護権を放棄したということでございます。韓国の方々について申し上げれば、韓国の方々が我が国に対して個人としてそのような請求を提起するということまでは妨げていない。しかし、日韓両国間で外交的にこれを取り上げることとは、外交保護権を放棄しておりますからそれはできない、こういうことでございます。…その国内法によって消滅させていない請求権はさらば何かということになりますが、これはその個人が請求を提起する権利と見てよいと思いますが、日本の国内裁判所に韓国の関係者の方々が訴えて出るというようなことまでは妨げていないということでございます。…ただ、これを裁判の結果どういうふうに判断するかということは、これは司法府の方の御判断によるということでございます。」

○1992 年 3 月 9 日衆議院予算委員会（日韓協定問題）

「伊東（希）委員 …今法制局長官がお答えくださいましたように、外交保護権の放棄が個人の請求権の消滅には何ら影響を及ぼさない、とすれば、全く影響を受けていない個人の請求権が断絶だけだという論理が成り立つか否かという見解、解釈を伺っているのでございますが、いかがでしょう。

工藤政府委員 断絶だけというふうに申し上げていることではないと存じます。それは、断絶た場合に、その断絶が認められるかどうかという問題まで当然裁判所は判断されるものと考えております。」

○1993 年 5 月 26 日衆議院予算委員会

「丹波寛外務省条約局長…御承知のとおり、この第二条の三項におきまして、一方の締約国が財産、権利及び利益、それから請求権に対してとった措置につきましては、

外交保護権を放棄するものであるとの解釈も、日本政府がこれまで一貫して取ってきているところである。」

8 韓政府の公式見解（2005年8月26日付）

●韓日請求権協定は基本的に日本の植民地支配賠償を請求するためのものではなく、サンフランシスコ条約第4条に基づく韓日両国の財政的・民事的債権債務関係を解決するためのものであった。

●日本軍慰安婦問題等、日本政府・軍等の国家権力が関与した反人道的不法行為については、請求権協定により解決されたものとみえることはできず、日本政府の法的責任が残っている。

（以下「国務調査室報道資料」参照）

9 韓日間財産及び請求権協定要綱8項目

①韓国から搬出された古貨幣、美術品、骨董品その他国宝、地図原版及び地金、地銀を返還すること。

②1945年8月9日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務を弁済すること。

③1945年8月9日以降韓国から移替又は送金された金額を返還すること。

④1945年8月9日現在、韓国に本社または主事務所がある法人の在日財産を返還すること。

⑤韓国法人または自然人の日本及び日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓国人の未収金、その他韓国人の請求権を弁済すること。

⑥韓国法人または韓国自然人所有の日本法人株式またはその他証券を法的に認めること。

⑦前記財産または請求権から発生した果実を返還すること。

⑧前記返還及び決済は協定成立後直ちに開始し、遅くとも6ヶ月以内に終了すること。

10 西松最高裁判決（最判平成19年4月27日：抜粋）

「…サンフランシスコ平和条約の枠組みにおける請求権放棄の趣旨が、上記のように請求権の問題を事後的個別的な民事裁判上の権利行使による解決にゆだねるのを避けるという点にあることにかんがみると、ここでいう請求権の「放棄」とは、請求権を法的的に消滅させることまでを意味するものではなく、当該請求権に基づいて裁判上請求する権能を失わせるにとどまるものと解するのが相当である。」したがって、サンフランシスコ平和条約の枠組みによって、戦争の遂行中に生じたすべての請求権の放棄が行われても、個別具体的な請求権については、その内容等にかんがみ、債権者圏において任意の自発的な対応をすることは妨げられないものというべきであり、サンフランシスコ平和条約14条(b)の解釈をめぐって、吉田茂内閣総理大臣が、オランダ王国

代表スティーカウー外務大臣に対する書簡において、上記のような自発的な対応の可能性を表明していることは公知の事実である。」

「…日中戦争の遂行中に生じた中華人民共和国の国民の日本国又はその国民若しくは法人に対する請求権は、日共同声明5項によって、裁判上請求する権能を失ったといふべきであり、そのような請求権に基づく裁判上の請求に対し、同項に基づく請求権放棄の抗弁が主張されたときは、当該請求は棄却を免れないこととなる。」

「…なお、前記2(3)のように、サンフランシスコ平和条約の枠組みにおいても、個別具体的な請求権について債権者側において任意の自発的な対応をすることは妨げられないところ、本件被害者らの被った精神的・肉体的苦痛が極めて大きかった一方、上告人は前述したような勤務条件で中国人労働者らを強制労働に従事させて相応の利益を受け、更に前記の補償金を取得しているなどの諸般の事情にかんがみると、上告人を含む関係者において、本件被害者らの被害の救済に向けた努力をすることが期待されるところである。」

11 韓国憲法裁判所決定（2011年8月30日：抜粋）

「主文

請求人らが日本国に対して有する日本軍慰安婦としての賠償請求権が『大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定』第2条第1項により消滅したか否かに関する韓日両国間の解釈上の紛争を、上記協定第3条が定める手続に従い解決せずにいる被請求人の不作為は違憲であることを確認する。」

12 韓国大法院判決（2012年5月24日：抜粋）

「4 原告らの被告に対する請求権の存否

ア 判断の順序（略）

イ 旧三菱と被告の法的同一性の有無（略）

ウ 請求権協定による原告らの請求権の消滅の当否

請求権協定は日本の植民支配賠償を請求するためのものではなく、サンフランシスコ条約第4条に基づき韓日両国間の財政的・民事的債権債務関係を政治的合意により解決するためのものであり、請求権協定第1条により日本政府が大韓民国政府に支給した経済協力資金は第2条による権利問題の解決と法的対価関係があるとはみられない点、請求権協定の交渉過程で日本政府は植民支配の不法性を認めないまま、強制動員被害者の法的賠償を根本的に否定し、このため韓日両国政府は日帝の韓

半島支配の性格について合意に至ることができなかったが、このような状況で日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権が請求権協定の適用対象に含まれていたと解することは困難である点などに照らしてみると、原告らの損害賠償請求権については、請求権協定で個人請求権が消滅しなかったのはもちろん、大韓民国の外交的保護権も放棄しなかったと解するのが相当である。

その上、国家が条約を締結して外交的保護権を放棄するにとどまらず、国家とは別個の法人格を有する国民個人の同意なく国民の個人請求権を直接的に消滅させることができると解するのは近代法の原理と相いれない点、国家が条約を通して国民の個人請求権を消滅させることが国際法上許容されずとも国家と国民個人が別個の法的主体であることを考慮すれば条約に明確な根拠がない限り条約締結で国家の外交的保護権以外に国民の個人請求権まで消滅したと解することはできないが、請求権協定では個人請求権の消滅に関して韓日両国政府の意思の合致があったと解するだけの十分な根拠がない点、日本が請求権協定直後日本国内で大韓民国国民の日本国及びその国民に対する権利を消滅させる内容の財産権措置法を制定・施行した措置は請求権協定だけでは大韓民国国民個人の請求権が消滅しないことを前提とするときに初めて理解できる点等を考慮すれば、原告らの請求権が請求権協定の適用対象に含まれていたとしても、その個人請求権自体は請求権協定のみによって当然に消滅したと解することはできず、ただ請求権協定によりその請求権に関する大韓民国の外交的保護権が放棄されたことにより、日本の国内措置で当該請求権が日本国内で消滅したとしても大韓民国がこれを外交的に保護する手段を喪失することになるだけである。

したがって、原告らの被告に対する請求権は請求権協定により消滅しなかったものであり、原告らは被告に対してこのような請求権を行使することができる。」

13 日本弁護士連合会と大韓弁護士協会の共同宣言（2010年12月11日）

日本弁護士連合会（日弁連）と大韓弁護士協会（大韓弁協）は、2010年6月21日にソウルで開催された共同シンポジウムにおいて、日本国による植民地支配下での韓国民に対する人権侵害、特にアジア太平洋戦争時の人権侵害による被害が、日韓両国政府によって十分に回復されないまま放置されていることに対し、両弁護士会が協働してその被害回復に取り組むことの重要性を確認した。

日弁連と大韓弁協は、現実的課題として、先ず日本軍「慰安婦」問題に対する立法化とその実現に向けた取組が必要であるとの認識を共有するとともに、1965年日韓請求権協定において未解決とされている強制動員による被害を含む諸課題について、法的問題と解決策を検討することとした。

日弁連と大韓弁協は、上記のシンポジウムとその後の検討及び本日東京で開催された共同シンポジウムの成果を踏まえ、アジア太平洋戦争時の韓国民に対する人権侵害による被害の回復を求めて、以下のとおり宣言する。

1 われわれは、韓国併合条約締結から100年を経たにもかかわらず、日韓両国及び両国民が、韓国併合の過程や韓国併合条約の効力についての認識を共有していない状況の下で、過去の歴史的事実の認識の共有に向けた努力を通じて、日韓両国及び両国民の相互理解と相互信頼が深まることが、未来に向けて良好な日韓関係を築くための礎であることを確認する。

2 われわれは、日本軍「慰安婦」問題の解決のための立法が、日本政府及び国会により速やかになされるべきであることを確認する。

この立法には、日本軍が直接的あるいは間接的な関与のもとに設置運営した「慰安所」等における女性に対する組織的かつ継続的な性的行為の強制が、当時の国際法・国内法に違反する重大な人権侵害であり、女性に対する名誉と尊厳を深く傷つけるものであったことを日本国が認め、被害者に対して謝罪し、その責任を明らかにし、被害者の名誉と尊厳回復のための金銭の補償を含む措置を取ることを、その事業実施にあたっては、内閣総理大臣及び関係閣僚を含む実施委員会を設け、被害者及び被害者を代理する者の意見を聴取することなどが含まれなければならない。

また、日本政府は、日本軍「慰安婦」問題を歴史的教訓とするために、徹底した真相究明と、教育・広報のための方策を採用しなければならない。

日弁連と大韓弁協は、これらの内容を、「日本軍『慰安婦』問題の最終的解決に関する提言」としてまとめ、共同して公表することとした。

3 われわれは、1965年の日韓請求権協定の完全最終解決条項の内容と範囲に関する両国政府の一貫性がない解釈・対応が、被害者らへの正当な権利救済を妨げ、被害者の不信感を助長してきたことを確認する。

このような事態を解消するために、日韓基本条約等の締結過程に関する関係文書を完全に公開して認識を共有し、実現可能な解決案の策定をめざすべきであり、韓国政府と同様に、日本政府も自発的に関係文書を全面的に公開すべきことが重要であるという認識に達した。

4 韓国においては、強制動員による被害の救済のために、強制動員被害の真相糾明及び支援のための法律が制定されたが、日本政府においても真相究明と謝罪と賠償を目的とした措置をとるべきである。

さらにわれわれは、2007年4月27日に日本の最高裁判所が、強制動員に関わ

った企業及びその関係者に対し、強制動員の被害者らに対する自発的な補償のための努力を促したことに留意しつつ、既に自発的な努力を行っている企業を評価するとともに、他の企業に対しても同様の努力を行うよう訴える。

この際、想起されるべきは、ドイツにおいて、同様の強制労働被害に関し、ドイツ政府とドイツ企業が共同で「記憶・責任・未来」基金を設立し、被害者の被害回復を図ったことである。韓国では、真相究明委員会が被害者からの被害申告を受け被害事実を審査していることから、同委員会とも連携し、日韓両国政府の共同作業により強制動員被害者の被害回復を進めることも検討すべきである。

5 われわれは、戦没者・戦傷者に対する援護制度及び国民年金制度の対象から在日韓国人高齢者を除外している問題や、供託金や郵便貯金の返還問題、在日韓国人の法的地位・権利、韓国人軍人軍属や強制動員による被害者の遺骨の発掘・収集・返還、韓国文化財の返還等、植民地支配や強制動員に由来する問題が他にも残存しているところ、その解決のために協働することが重要であることを確認する。

日弁連と大韓弁協は、被害者らの被害回復が、日本と韓国の未来のために必ず解決されなければならない課題であり、解決のための日韓相互の努力自体が未来指向的な作業であることをあらためて確認するとともに、今後、既に指摘されている個別的争点を調査・検討するための共同の委員会を設立するなど、持続的な調査研究及び交流を通して、被害者らの被害が回復されるその日まで協働することを宣言する。

1.4 戦後補償のための日韓共同資料室（日弁連）

日弁連は、2010年に大韓弁護士協会と共同で「日本弁護士連合会と大韓弁護士協会との共同宣言」を公表しましたが、この共同宣言の趣旨にもとづき、被害者の被害回復に関する法令・判例・その他の文書を被害回復のための議論の土台として広く共有することを目的として、日韓の弁護士会が協力して「戦後補償のための日韓共同資料室」を開設しました。この資料室は、日弁連のホームページより閲覧することができます。下記の日弁連のホームページをご参照下さい。

http://www.nichibenren.or.jp/activity/international/nikkan_shiryo.html

1.5 山本晴太弁護士の「法律事務所の資料棚 アーカイブ」

<http://justice.skr.jp/>

国務調整室 報道資料
仮取

作成者 韓日会談文書公開等対策企画団

ジョン・ピョングン課長

キム・トッコン事務官

2005.8.26 (金) 10:00以降から報道してください。

韓日会談文書公開後統対策関連民官共同委員会開催

□ 政府は8月26日午前、李海環國務總理の主催で韓日会談文書公開後統対策関連民官共同委員会を開催し、65年韓日請求権協定の効力範囲問題、及びこれに伴う政府対策の方向等について協議した。

□ この日の委員会では、この間、民官共同委法理分科において会談文書の内容等をもとにして検討してきた韓日請求権協定の法的効力範囲等について協議し、次のように整理した。

○ 韓日請求権協定は基本的に日本の植民地支配賠償を請求するためのものではなく、サンフランシスコ条約第4条に基づく韓日両国間の財政的・民事的債権債務関係を解決するためのものであった。

○ 日本軍慰安婦問題等、日本政府・軍等の国家権力が関与した反人道的不法行為については、請求権協定により解決されたものとみることができず、日本政府の法的責任が残っている。

・サハリン問題、原爆被害者問題も韓日請求権協定の対象に含まれていない。

□ また、委員会は、韓日協定交渉当時韓国政府が日本政府に対して要求した強制動員被害補償の性格、無償資金の性格、75年韓国政府補償の適正性問題等を検討し、次のように整理した。

○ 韓日交渉当時、韓国政府は日本政府が強制動員の法的賠償・補償を認めなかったため、「苦痛を受けた歴史的被害事実」に基づいて政治的次元で補償を要求したのであり、このような要求が両国間無償資金算定に反映されたとみなければならない。

○ 請求権協定を通じて日本から受け取った無償8億ドルは個人財産権(保険・預金等)、朝鮮総督府の対日債権等韓国政府が国家として有する請求権、強制動員被害補償問題解決の性格の資金等が包括的に勘案されているとみるべきである。

○ 請求権協定は請求権の各項目別に金額を決定したのではなく、政治交渉を通じて総額決定方式で妥結したため、各項目別の受領金額を推定するのは困難であるが、政府は受領した無償資金中相当金額を強制動員被害者の救済に使用すべき道義的責任があると判断される。

※ 韓国政府が61年6次会談時に8項目の補償として日本に要求した総額12億2000万ドル中、強制動員被害補償として8億6000万ドル(約80%)と算定したことがある。

○ しかし、75年の韓国政府の補償当時強制動員負傷者を補償対象から除外するなど、道義的次元からみて被害者補償が不十分だったといえる側面がある。

□ 政府はこのような委員会の議論結果をもとに、長期にわたって苦痛を受けてきた強制動員被害者の痛みを治癒するため、道義的・援歴的次元と国民統合の側面から、政府支援対策を講じることにした。

○ 強制動員被害者らに対し追加的支援対策を講じ、強制動員期間中の未払賃金等の未収金についても、日本から根拠資料を確保する努力をする等、政府が具体対策を講じる。

○ 併せて、政府は日帝強制動員犠牲者に対する追悼及び後世に対する歴史教育のための追悼空間を造成する方案も検討

□ 政府はまた、日帝強占下の反人道的不法行為に対しては外交的対応方案を持続的に講じることとした。

○ 日本軍慰安婦問題は日本政府に対して法的責任認定等の特種的な責任追及をする一方、国連人権委等の国際機構を通じてこの問題を継続提起

○ 「海南島虐殺事件」等、日本軍が関与した反人道的犯罪疑惑については真相究明をしたのち、政府対応方案を検討

□ この日の会談で李海環國務總理は、60年以上持続してきた強制動員被害者らの苦痛と痛みを治癒し、国民統合を図り、政府の道徳性を高めるためには、遅ればせながら彼らに関する支援措置が必要であると強調し、

関係部署は社会各界の意見を幅広く収斂して充実した政府対策を準備し、外交的次元の努力も尽くすよう指示した。

<参考>

民・官共同委員会委員現況

□ 共同委員長

- 國務總理（李海瓚）
- イ・ヨンフン（63歳、弁護士、政府公職者倫理委員長）

□ 政府委員 9名

- 財政經濟部・外交通商部・行政自治部・法務部・保健福祉部長官、企画予算處長官、
國家報勳處長、國務調整室長、青瓦台民政首席

□ 民間委員 10名

- 法律専門家 ヤン・サムスン（58歳、法務法人和友代表弁護士）
 ベク・チュンヒョン（66歳、ソウル大名誉教授）
- 外交専門家 イ・ジェチュン（65歳、前駐ロシア大使）
- 史学者 ユ・ピョンヨン（54歳、精神文化研究院教授）
 ハン・ジョンスク（48歳、ソウル大西洋史学科教授）
- 宗教界 チョン・ジョンフン（49歳、清涼里聖堂主任神父）
- 市民団体 ソン・ヒョクジェ（51歳、参与連帯運営委員長）
- 経済団体 チョ・コノ（61歳、全経連副会長）
- 言論界 キム・ハクスン（52歳、京郷新聞論説委員・メディアカーン代表）
- 被害者団体 イ・ボンニョル（62歳、湖原大学工学部長）

※ 分科委員会構成

- 法理分科 イ・ヨンフン（委員長）、ヤン・サムスン、ベク・チュンヒョン
- 対外分科 ベク・チュンヒョン（分科委員長）、イ・ジェチュン、キム・ハクスン、
 ハン・ジョンスク、ソン・ヒョクジェ委員
- 対内分科 ヤン・サムスン（分科委員長）、ユ・ピョンヨン、チョン・ジョンフン、
 イ・ボンニョル、チョ・コノ委員

※ イ・ヨンフン民間委員長は大法院長候補指名により今回で委員長職を辞任

 국무조정실	보 도 자 료		한일회담문서공개등 대책기획단 정병규 과 장/ 김덕근 사무관 Tel. 3703-2976
2005.8.26(금) 10:00 이후부터 보도하여 주십시오			작성자 연락처 Tel. 3703-2976
			총 4쪽

한일회담 문서공개 후속대책 관련 민간공동위원회 개최

- 정부는 8월 26일 오전 李海瓚 국무총리 주재로 한일회담 문서공개 후속 대책 관련 민간공동위원회를 개최하고, '65년 한일청구권협정의 효력범 위 문제 및 이에 따른 정부대책 방향 등에 대해 논의하였음
- 이날 위원회에서는 그간 민간공동위 범리분과에서 회담문서내용 등을 토대로 검토해 온 한일청구권협정의 법적 효력 범위 등에 대해 논의하고 다음과 같이 정리하였음
 - 한일청구권협정은 기본적으로 일본의 식민지배 배상을 청구하기 위한 것이 아니었고, 샌프란시스코 조약 제4조에 근거하여 한일양국간 재 정적·민사적 채권·채무관계를 해결하기 위한 것이었음
 - 일본군위안부 문제 등 일본정부·軍 등 국가권력이 관여한 반인도적 불법행위에 대해서는 청구권협정에 의하여 해결된 것으로 볼 수 없고, 일본정부의 법적 책임이 남아있음
 - 사할린등포, 원폭피해자 문제도 한일청구권협정 대상에 포함되지 않음
- 또한 위원회는 한일협정 협상 당시 한국정부가 일본정부에 대하여 요구 했던 강제동원 피해보상의 성격, 부상자금의 성격, '75년 한국정부 보상 의 적정성 문제 등을 검토하고 다음과 같이 정리하였음
 - 한일협상 당시 한국정부는 일본정부가 강제동원의 법적 보상보상을

인정하지 않음에 따라, "고통받은 역사적 피해사실"에 근거하여 정치적 차원에서 보상을 요구하였으며, 이러한 요구가 양국간 무상자금산정에 반영되었다고 보아야 할

- 청구권협정을 통하여 일본으로부터 받은 무상 3억불은 개인재산권(보 형, 예금 등), 조선총독부의 대일채권 등 한국정부가 국가로서 갖는 청 구권, 강제동원 피해보상 문제 해결 성격의 자금 등이 포괄적으로 감 안되어 있다고 보아야 할 것임
- 청구권협정은 청구권 각 항목별 금액결정이 아니라 정치협상을 통해 총액결정방식으로 타결되었기 때문에 각 항목별 수령금액을 추정하기 곤란하지만,
 - 정부는 수령한 무상자금중 상당금액을 강제동원 피해자의 구제에 사용 하여야 할 도의적 책임이 있다고 판단됨
- ※ 한국정부가 61년 6차회담시 8개항목의 보상으로 일본에 요구한 총 12억 2천 만불 중 강제동원 피해보상에 대해서 3억 6천만불(약 30%)을 산정한 바 있음
- 그러나 '75년 우리정부의 보상 당시 강제동원 부상자를 보상대상에서 제외하는 등 도의적 차원에서 볼 때 피해자 보상이 불충분하였다고 볼 측면이 있음
- 정부는 이러한 위원회의 논의결과를 토대로 오랜 기간 고통을 겪어 온 강제동원피해자의 아픔을 치유하기 위해서 도의적·원호적 차원과 국민 통합 측면에서 정부 지원대책을 마련하기로 하였음
 - 강제동원 피해자들에 대해 추가적 지원대책을 강구하고, 강제동원 기간중의 미불임금 등 미수금에 대해서도 일본으로부터 근거자료 확보 노력 등 정부가 구제대책을 마련
 - 아울러, 정부는 일제 강제동원 희생자에 대한 추모 및 후세에 대한 역사교육을 위해 추도공간 등을 조성하는 방안도 검토
- 정부는 또한 일제 강점하 반인도적 불법행위에 대해서는 외교적 대응방 안을 지속적으로 강구해 나가기로 하였음
 - 일본군위안부 문제는 일본정부에 대해 법적책임 인정 등 지속적인

책임 추궁을 하는 한편, UN인권위 등 국제기구를 통해서 이 문제를 계속 제기

○ “해남도 학살사건” 등 일본군이 관여한 반인도적 범죄 의혹에 대해서는 진상규명을 한 후 정부 대응방안을 검토

□ 이날 회의에서 李海瓚 국무총리는 60년 이상 지속해 온 강제동원 피해자들의 고통과 아픔을 치유하여 국민통합을 도모하고, 정부의 도덕성을 제고하기 위해서는 늦었지만 이들에 대한 지원조치가 필요하다고 강조하고,

관계 부처는 사회각계의 의견을 폭넓게 수렴하여 충실한 정부대책을 마련하고, 외교적 차원의 노력도 다하도록 지시하였음

< 참고 >

민·관공동위원회 위원 현황

□ 공동위원장

- 국무총리(이해찬)
- 이용훈(63세, 변호사, 정부공직자윤리위원장)

□ 정부위원 : 9명

- 재정경제부·외교통상부·행정자치부·법무부·보건복지부장관, 기획예산처 장관, 국가보훈처장, 국무조정실장, 청와대 민정수석

□ 민간위원 : 10명

- 법률 전문가 : 양상승(58세, 법무법인화우 대표변호사)
백충현(66세, 서울대 명예교수)
- 외교 전문가 : 이재춘(65세, 전 주러시아대사)
- 사 학 자 : 유병용(54세, 정신문화연구원 교수)
한정숙(48세, 서울대 서양사학과 교수)
- 종교계 : 전종훈(49세, 청량리성당 주임신부)
- 시민단체 : 손혁재(51세, 참여연대 운영위원장)
- 경제단체 : 조건호(61세, 전경련 부회장)
- 언론계 : 김학순(52세, 경향신문 논설위원·미디어칸 대표)
- 피해자단체 : 이복렬(62세, 호원대 공과대학장)

※ 분과위원회 구성

- 법리분과 : 이용훈(위원장), 양상승, 백충현
- 대외분과 : 백충현(분과위원장), 이재춘, 김학순, 한정숙, 손혁재 위원
- 대내분과 : 양상승(분과위원장), 유병용, 전종훈, 이복렬, 조건호 위원

* 이용훈 민간위원장은 대법원장 후보지명에 따라 이번에 위원장직에서 사임